

林地開発許可制度の手引き

(令和2年 4月 1日 改訂)

山 梨 県 森 林 環 境 部

目 次

第1	林地開発許可制度の概要	1
第2	審査の基準	4
	○ 山梨県林地開発行為許可申請に係る審査基準	
第3	手続きの流れ	63
	○ 開発行為事務取扱要領	
第4	国の技術的助言（関連通知）	67
	○ 開発行為の許可制に関する事務の取扱について 〔平成14年3月29日付13林整治第2396号、農林水産事務次官通知〕	
	○ 開発行為の許可基準の運用について〔同上別記〕	
	○ 開発行為の許可基準の運用細則について 〔平成14年5月8日付14林整治第25号、林野庁長官通知〕	
	○ 開発行為の許可基準の運用細則の適用について	
	○ 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について	
	○ 洪水調整池設計における許可要件の適用の考え方（参考）	
第5	根拠法令等	88
	○ 森林法（抄）	
	○ 森林法施行令（抄）	
	○ 森林法施行規則（抄）	
	○ 山梨県森林法施行細則（抄）	
第6	林地開発行為許可申請に係る関係法令一覧	96

第1 林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の趣旨

- 森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定や地域社会の健全な発展等に寄与しています。また、これらの森林は、一度開発してその機能が破壊されてしまった場合には、これを回復することは非常に困難なものとなります。
- 従って、これらの森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要となります。
- 林地開発許可制度は、このような観点から、これらの森林の土地について、その適正な利用を確保することを目的としています。

2 許可制度の対象となる森林

- 林地開発許可制度の対象となる森林は、森林法第5条の規定に基づき知事がたてた地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く）です。
- 地域森林計画対象民有林の区域については、県森林環境部森林整備課又は各林務環境事務所で確認してください。

3 許可制度の対象となる開発行為

許可制度の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であって、次の規模を超えるものです。

- (1) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル
- (2) その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタール
例) 別荘地、スキー場、ゴルフ場、住宅団地の造成
宿泊施設、レジャー施設、工場、事業場の設置
土石等の採掘、残土処理

4 許可の適用を受けない開発行為

次に掲げる場合は、この許可制度は適用されませんが、(1)及び(3)の場合は、その開発行為について連絡調整が必要となりますので、事前に所管する林務環境事務所に連絡してください。

- (1) 国又は地方公共団体が行う場合
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のため必要な応急措置として行う場合

- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

5 許可基準

許可の申請があった場合において、次の4つの基準を満たすと認められたときは許可となります。

(1) 災害の防止

開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

(2) 水害の防止

開発行為により水害の防止機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

(3) 水の確保

当該開発行為により水源の涵養機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(4) 環境の保全

開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

6 監督処分

知事は、次のいずれかに該当する場合には、開発行為の中止や復旧に必要な行為を行うことを命ずることができます。

(1) 許可を受けずに開発行為を行った場合

(2) 許可条件に違反して開発行為を行った場合

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った場合

7 罰則

許可を受けずに開発行為を行った場合や、監督処分の規定による命令に違反した場合は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。

8 申請書の提出先及び相談窓口

- ・ 中北林務環境事務所 森づくり推進課 0551-23-3088, 3089
(甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市)
- ・ 峡東林務環境事務所 森づくり推進課 0553-20-2721, 2722
(山梨市、笛吹市、甲州市)
- ・ 峡南林務環境事務所 森づくり推進課 055-240-4167, 4168
(市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町)
- ・ 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7812, 7813
(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)
- ・ 管轄区域図



第2 審査の基準

山梨県林地開発行為許可申請に係る審査基準

(目的)

第1条 この基準は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号、以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）及び山梨県森林法施行細則（平成12年3月31日山梨県規則第52号）の施行による林地開発行為の許可に関する審査基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(林地開発行為)

第2条 林地開発行為とは、地域森林計画の対象となっている民有林（公有林を含む。）のうち保安林等を除く森林における土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を言いその行為の態様等を勘案して一定の規模を超えるものをいう。なお、開発行為面積等については実測面積とする。

(許可を必要とする林地開発行為)

第3条 許可を必要とする林地開発行為は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域森林計画の対象とされる民有林の内、林地開発行為の面積が1ヘクタールを超えるもの
- (2) 林地開発行為の面積が1ヘクタールを超えない場合であっても、全体計画の林地開発行為面積が明らかに1ヘクタールを超えると認められるもの
- (3) 林地開発行為者が異なっても、林地開発行為に共同性・同一性が認められ林地開発行為面積が1ヘクタールを超えるもの（共同性・同一性の判断基準については、原則として別表1の基準を用いるものとする。）

(林地開発行為の許可を必要としない行為者)

第4条 第2条に定める開発行為であっても国又は地方公共団体が行うもの及び独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第11条第2項第1号または第2号の業務として行う行為、国立研究開発法人森林総合研究所及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社が行う行為に該当する行為については第3条の許可を要しない。

(林地開発行為の許可を要しない事業)

第5条 森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）第5条に定める事業については、第3条の許可を要しない。

(連絡調整)

第6条 前第4条及び第5条により開発行為の許可を要しないこととされたものについても、法第10条の2第2項の許可基準に反することのないようにあらかじめ県知事と調整を行うものとする。

(許可基準)

第7条 林地開発行為については、次のいずれにも該当しないものについて許可することとする。

- (1) 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれのあること
- (2) 水害を発生させるおそれのあること
- (3) 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあること
- (4) 環境を著しく悪化させるおそれのあること

(林地開発行為面積)

第8条 林地開発行為に係る土地の面積が、当該林地開発行為の目的実現のため必要最小限の面積であること（法令等によって面積基準が定められているときはこれを考慮して決められたものであること）

(全体計画及び変更許可)

第9条 林地開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可申請である場合は、全体計画との関連を明らかにするものとする。

二 林地開発目的に該当する法令の許可期間が定められているものは、同一の許可期間とし、許可期間を経過するごとに変更許可申請を行うものとする。

(開発行為許可申請)

第10条 新規に林地開発行為をしようとする者は、林地開発許可申請書（別紙様式1）を提出しなければならない。

(林地開発行為許可申請書の添付書類)

第11条 林地開発許可申請書に添付する図書は次のとおりとし、申請書類作成上の留意事項については別添1のとおりとする。

- 1 林地開発許可申請書（別紙様式1）
- 2 林地開発行為事業計画書（山梨県森林法施行細則第1号様式）
- 3 土地面積等一覧表（山梨県森林法施行細則第2号様式）
- 4 林地開発行為保全施設計画書（山梨県森林法施行細則第3号様式）
- 5 開発行為施行能力に関する申告書（別紙様式2）
- 6 残置森林等の管理に関する誓約書（別紙様式3）
- 7 工程表（別紙様式4）
- 8 開発行為に係る土地について開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の同意書（山梨県森林法施行細則第5号様式）
- 9 利害関係者に関する協定書（山梨県森林法施行細則第4号様式）
- 10 利害関係者に関する契約書
- 11 他法令による許認可書
- 12 写真
- 13 位置図
- 14 土地利用計画図
- 15 現況図
- 16 造成計画図
- 17 土量計算書
- 18 防災施設計画図

- 19 建築物等の概要図
- 20 公図写し
- 21 その他

(森林審議会への諮問)

第12条 林地開発行為に係る面積が5ヘクタールを超える場合、または、防災等の見地から特に必要と認められる場合にあつては、法第10条の2第6項に基づき森林審議会に諮問し意見を聞くこととする。

(残置森林若しくは造成森林)

第13条 林地開発行為を行おうとする場合は、別表2の基準に基づき開発目的に応じて適切に残置森林若しくは造成森林を配置しなければならない。なお、県有林にあつては、山梨県恩賜県有財産土地利用基準によるものとする。

(排水施設等防災施設計画)

第14条 林地開発行為を行おうとする場合は、土砂の流出等の災害の発生を防止する施設、水質の悪化を防止する施設、環境の悪化を防止する施設を適切に設置しなければならない。計画にあつては原則として別表3の基準を用いるものとする。

- 附則 この審査基準は、平成20年10月29日から施行する。
この審査基準は、平成25年5月1日から施行する。
この審査基準は、平成26年1月8日から施行する。
この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。
この審査基準は、平成28年4月1日から施行する。
この審査基準は、令和2年4月1日から施行する。

別添 1 申請書類作成上の留意事項

区 分	内容又は作成上の留意事項
1 林地開発許可申請書	<p>別紙様式 1 による。</p> <p>① 開発行為に係る森林の所在場所欄は、事業区域内の地域森林計画の対象森林で森林から形質変更を行う土地の地番を記載する。</p> <p>② 開発行為に係る森林の土地の面積欄は、上記の面積の合計を記載する。</p> <p>③ 開発行為の目的欄は事業目的を記載する。</p>
2 林地開発行為事業計画書	<p>山梨県森林法施行細則第 1 号様式による。</p> <p>① 開発行為に係る森林の所在場所欄は林地開発許可申請書と同様</p> <p>② 開発行為に係る土地の実測面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為に係る森林面積欄は 1 - ②と同様に記載する ・ 開発行為をしようとする森林面積欄は、事業区域内の森林の土地の面積の合計を記載する。 ・ 開発行為に係る事業区域面積欄は、森林及び森林以外の事業区域全体の土地の面積を記載する。 <p>③ 開発行為をしようとする土地の用途別面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発後の用途別土地利用面積を記載する。 <p>④ 全体計画の概要及び期別計画の概要欄は、他の法令等によって許可(認可)期間が別途定められている場合に記載する。</p> <p>⑤ 所要経費及び調達方法欄は、所要経費内訳書の金額と整合させる</p> <p>⑥ 他の法令等により土地利用(開発)について制限のある場合における事業実施に必要な許認可、資格、又は登録の状況欄について、開発行為の許可申請時に申請行為を行っている場合には、所管する行政機関の文書受付印が押印されるなど受付されたことが判明する申請書の写しを添付する。</p> <p>(用語の解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開発行為：森林法第 10 条の 2 第 1 項に定める林地開発行為 ○ 開発行為に係る森林面積：開発行為をしようとする森林のうち直接土地の形質を変更する面積 (開発行為に伴い一時的に土地の形質変更を行うが完成時に森林に復旧する造成森林も開発行為面積に含まれる。) ○ 開発行為をしようとする森林面積：開発行為に係る森林の面積と残置する森林の面積をあわせた森林面積 ○ 開発行為に係る事業区域面積：事業者が一体として事業を行おうとする区域の面積で、森林、農地、宅地、国有道水路等すべての土地を含んだ区域の土地の面積
3 土地面積等一覧表	<p>山梨県森林法施行細則第 2 号様式による。</p> <p>① 所在場所については、事業区域内の地番を大字・字別に昇順で順次記載する。</p> <p>② 全体面積欄は事業区域に含まれる土地の全体面積を地番ごとに記載する。</p> <p>③ 今回申請新規欄には、一時転用後完成時に植栽して森林に復旧または緑化する面積を含む形質変更面積を記載</p>

	<p>④期別計画がある開発行為の場合については、次期計画は今後開発欄に面積を記載する。</p> <p>⑤残置森林については、全体事業計画区域の内、開発せず残置する森林面積を地番ごとに面積を記載する。</p> <p>⑥左のうち造成する森林または緑地欄は、開発行為にともなって一時形質変更し完成時に植栽若しくは緑化する面積を地番ごとに面積を記載する。</p>
<p>4 林地開発行為保全施設計画書</p>	<p>山梨県森林法施行細則第3号様式による。</p> <p>①残土の処理欄は、土工数量計算書と整合させる (開発行為にともなって発生する残土を事業区域外へ処理する場合で、「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例」に該当する場合は別途必要な手続きを行う。)</p> <p>②法面の保護欄は、別紙技術基準に整合させた計画図面に基づき記載する。</p> <p>③排水施設欄は、防災施設計画にしたがって記載する。</p> <p>④洪水調整池欄は、開発行為に伴って洪水調整池が必要となる場合は、防災施設計画にしたがって記載する。</p> <p>⑤えん堤等欄は、施設を設置する場合は防災施設計画にしたがって記載する。</p> <p>⑥貯水池、導水路等欄は、施設を設置する場合は防災施設計画にしたがって記載する。</p> <p>⑦落石、なだれ等の防止施設欄は、施設を設置する場合は防災施設計画にしたがって記載する。</p> <p>⑧残置し、又は造成する森林又は緑地欄の記載については次によること。 (用語の解説) ○残置森林：開発行為をしようとする森林のうち、開発行為に係る森林（直接形質変更を行う面積）を除いた部分。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{残置森林率 (\%)} = \frac{\text{開発行為をしようとする森林区域内の林齢16年以上の残置森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100$ </div> <p>○造成森林：開発行為にともなって、いったん土地の形質変更を行った後に、又は新たに植栽し森林として植生を回復又は森林を新生した部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{森林率 (\%)} = \frac{\text{残置森林面積} + \text{開発行為をしようとする事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100$ </div>
<p>5 開発行為施行能力に関する申告書</p>	<p>別紙様式2による</p> <p>①法人登記簿謄本：申請直近の謄本とする。 法人でない団体の場合はその規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類</p>

	<p>②事業報告書：申請時点に最も近い期間のものを3年間分、法人でない団体の場合は決算書3年間分</p> <p>③融資証明書：当該事業を実施するため、金融機関等から融資を受けている場合（申請時点のもの。） 自己資金の場合は残高証明書（申請時点のもの。）</p> <p>④納税証明書：申請時点に最も近い期間のもの3年間分</p> <p>⑤補助金交付申請書：補助金を受けて行う事業については、補助金交付申請書の写し</p> <p>⑥施行経費内訳書：事業実施に係る経費について積算した計算書</p>
6 残置森林等の管理に関する誓約書	<p>別紙様式3による。</p> <p>残置森林等：残置し又は造成した森林又は緑地のうち、森林法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可を要する森林に該当するもの</p>
7 工程表	<p>別紙様式4による。</p> <p>月別の実施計画を記載（ただし、他の法令等により認可期間が定められている場合は認可期間に係る工程表とする。）</p>
8 開発行為に係る土地について開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の同意書	<p>山梨県森林法施行細則5号様式による。</p> <p>開発行為に係る土地について開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書</p> <p>※申請時には3分の2以上の者の同意を取得、その他の者については許可時までには同意を取得すること。</p> <p>同意書には次の関係資料を添付する。</p> <p>○同意書に記載された土地の登記簿謄本（申請日より1年以内のもの。）</p> <p>○土地の売買契約済の場合は契約書の写し</p> <p>○相続関係図、戸籍謄本、委任状など同意書に署名、押印した者の権原を証明することができる書面（住民票は個人番号の記載がないものとする）</p> <p>※同意書及び委任状には権利者の自署、印鑑登録された印鑑の押印、押印された印鑑の登録証明書を添付</p> <p>※同意年月日が記載されていること。</p> <p>ただし、すでに林地開発許可を得ている場合で、開発行為に係る事業区域に変更がない変更許可申請時はこの限りではない。</p> <p>（用語の解説）</p> <p>○妨げとなる権利：所有権、永小作権、地上権、賃借権、抵当権、先取特権、入会権等の権利および裁判所が命ずる保全処分等</p>

9 利害関係者に関する協定書	<p>山梨県森林法施行細則第4号様式による。</p> <p>①開発行為に係る事業区域面積を含めて、河川又は排水施設等に排水を行う場合には当該河川又は排水施設管理者等の同意書</p> <p>②その他開発行為によって影響を受ける範囲に慣行水利権、許可水利権等がある場合には権利者の同意書又は協定書を添付</p> <p>③その他必要な書面</p>
10 利害関係者に関する契約書	<p>開発行為について、利害関係者と契約を締結している場合はその写しを添付</p>
11 他法令による許認可書等	<p>開発行為に係る土地の利用又は事業の実施について他の法令等による許認可等を必要とする場合は</p> <p>①許認可済のものは許認可書の写しを添付</p> <p>②許認可申請中のものは申請書の写し（所管行政機関の受付済みのもの）</p>
12 写真	<p>①開発行為に係る区域及び開発しようとする区域の全景（航空写真も可）</p> <p>②開発する施設又は工作物付近の地形、林況が判明する写真</p> <p>③写真の撮影位置、撮影方向を現況図に図示する。</p>
13 位置図	<p>開発行為をしようとする位置を明示した縮尺5万分の1（2万5千分の1でも可）の地形図</p>
14 土地利用計画図	<p>都県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面に下記の区分を色分けして明示</p> <p>①当該開発行為に係る事業区域・・・・・・・・赤</p> <p>②事業区域の内地域森林計画の対象森林・・・・青</p> <p>③事業区域における残置森林・・・・・・・・緑</p> <p>④事業区域における造成森林・・・・・・・・黄</p> <p>④事業区域における緑地・・・・・・・・橙</p> <p>⑤当該開発行為に係る施設又は工作物の位置・・・・任意</p> <p>⑥当該事業区域において既に開発行為が行われている場合には、当該開発済の区域</p> <p>なお、土地利用区分及び筆毎に土地利用面積計算図を作成するものとし、土地面積一覧表に反映させる。</p> <p>※座標による計算可。</p> <p>※筆毎の求積根拠が添付されていれば、土地利用区分毎の求積根拠は不要。</p>
15 現況図	<p>事業区域内及びその周辺の森林、田畑、道路、水路、人家、公共施設等土地利用の現況を等高線入りの図面で明示（色分けは任意とする。）</p>

16 造成計画図	①平面図には、切土、盛土、捨土等行為の形態別施工区域の位置を明示する。なお、測線を明示 ②平面図で図示した測線に基づき縦断図を作成し、切土・盛土計画を図示 ③平面図で図示した測線に基づき測点ごとの断面図を図示。なお、断面図には開発区域と残置森林の境界を図示 ④その他上記によりがたい場合は、別途図面を作成 ⑤なお、法面緑化を伴う場合は、法面保護の図面を作成
17 土量計算書	切土、盛土、捨土の計算資料（平面・縦断・断面図等含む。）
18 防災施設計画図	①防災施設の設計根拠資料及び設計図 ②よう壁、堰堤、排水路、導水路、洪水調整池、沈砂地等の構造・規模を示す図面 ※仮設工事の場合は別葉とすること。 ③集水区域を示す図面 ④事業区域内の雨水等の流れ方向、勾配が判明する図面
19 建築物等の概要図	平面図、立面図、断面図等
20 公図	①施設又は工作物の種類別の位置 ②残置又は造成する森林、緑地の区域を明示
21 その他	参考となる図書を必要に応じて添付 太陽光発電施設を建設する場合、太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリストを添付

備考：許可申請書の提出部数は、正本1部、副本2部を所管林務環境事務所に提出する。河川管理者と協議を行う場合は協議に必要な書類1部、また、補正完了時には補正後の許可申請書類一式を電子化した電子媒体（DVD-R等）3部を所管林務環境事務所に提出する。

別表 1

共同性・同一性の判断基準

以下の分類のそれぞれについて一つ以上該当する項目がある場合には、原則として共同性・同一性のある開発として扱う。

分類	項目
場所	地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合
	開発行為によって地形、水の流れが変わり集水区域が一つとなる場合
	水利用の実態からみて受益対象が同じである場合
	箇所の異なった開発行為であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする場合
	複数の事業者が連続して開発する場合で、道路、雨水排水施設、その他の施設等が供用となる場合、又は、費用負担上つながりがある場合
	集水区域や受益対象が別であっても、相互の開発行為地間の距離が30m未満である場合
時期	開発行為の時期が重複している場合
	開発行為が終了し、相当年数（3年程度）を経過しないで、その次の開発行為をしようとする場合
	時期の異なった開発行為であっても、全体計画の一部である場合
人格	複数の事業者が、特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為をする場合
	一つの事業者が、特定の開発目的をもつ開発行為を複数の事業者それぞれ分割させて行わせようとしている場合
	事業者が法人の場合にあつては、別々の法人であっても同一人がそれぞれの法人役員をかねている場合、又は、法人の所在地が同一の場合
	血縁関係にある複数の者の行う開発行為である場合
	数人が共同の意思（計画の共同性が認められる。）をもって開発行為を行う場合で、同一事業として判断した場合
	数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する場合
	土地所有者が同一である場合

別表 2

開発行為目的に応じた残置森林および森林率

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はおおむね30%以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%（残置森林率はおおむね40%）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則として20m以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20m以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50%（残置森林率はおおむね40%）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇

		所あたりの面積はおおむね 5 ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1箇所当たりの面積はおおむね 20 ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20%以上。（緑地を含む。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1箇所当たりの面積はおおむね 20 ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘、残土処理		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね 25%（残置森林率はおおむね 15%）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30

m以上の残置森林又は造成森林（おおむね30m以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については原則として残置森林を配置する。

2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。

- ①別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
- ②ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態が通常のゴルフ場と認められる場合は、これを含める。
- ③宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物もこれに含める。
- ④レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
- ⑤工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
- ⑥学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場、事業場の基準を適用する。
- ⑦ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設、レジャー施設の基準を適用する。
- ⑧1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発目的別の基準を適用する。
- ⑨「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- ⑩「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- ⑪「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーマの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

別表 3

開発行為における防災施設の設計基準

区 分	適 用 基 準																																
<p>1 開発後の流出量</p> <p>①洪水到達時間内の平均雨量強度（設計雨量強度）</p> <p>②到達時間</p> <p>③流出係数</p> <p>④雨水流出量</p>	<p>洪水到達時間内の平均雨量強度は、山梨県内の地区別雨量強度の「山梨県短時間雨量強度曲線」により算出する。</p> <p>排水施設の設計雨量強度は原則として、10年確率で想定される、流域面積に応じた到達時間に対する平均雨量強度とする。</p> <p>設置施設までの到達時間は、原則として下表によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">流 域 面 積</th> <th style="text-align: center;">到 達 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50ヘクタール以下</td> <td style="text-align: center;">10分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100ヘクタール以下</td> <td style="text-align: center;">20分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500ヘクタール以下</td> <td style="text-align: center;">30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>流出係数は、原則として下表によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">浸 透 能 大</th> <th style="text-align: center;">浸 透 能 中</th> <th style="text-align: center;">浸 透 能 小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">林 地</td> <td style="text-align: center;">0.3～0.5</td> <td style="text-align: center;">0.5～0.6</td> <td style="text-align: center;">0.6～0.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">草 地</td> <td style="text-align: center;">0.4～0.6</td> <td style="text-align: center;">0.6～0.7</td> <td style="text-align: center;">0.7～0.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">耕 地</td> <td style="text-align: center;">0.5～0.7</td> <td style="text-align: center;">0.7～0.8</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">裸 地</td> <td style="text-align: center;">0.8～0.9</td> <td style="text-align: center;">0.9～1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">太陽光パネル等不浸透性材料で覆われる箇所</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 流出係数の適用にあたっては、集水区域の状況を勘案して決定する。</p> <p>* 集水区域の中で地表状態や浸透能が複数の区分にわたる場合は、各面積による加重平均とする。</p> <p>雨水流出量は原則として、合理式（ラショナル式）を用いるものとする。</p> $Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q：雨水流出量（m³/sec） f：流出係数 r：設計雨量強度（mm/hr） A：集水区域面積（ha）</p> <p>ただし、流出する雨水等に土砂が混入することが想定される場合は、適宜土砂混入率を考慮する。</p> $Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A \cdot (1 + \alpha / 100)$ <p>α：土砂混入率（%）</p>	流 域 面 積	到 達 時 間	50ヘクタール以下	10分	100ヘクタール以下	20分	500ヘクタール以下	30分	区 分	浸 透 能 大	浸 透 能 中	浸 透 能 小	林 地	0.3～0.5	0.5～0.6	0.6～0.7	草 地	0.4～0.6	0.6～0.7	0.7～0.8	耕 地	0.5～0.7	0.7～0.8	—	裸 地	0.8～0.9	0.9～1.0	1.0	太陽光パネル等不浸透性材料で覆われる箇所	1.0		
流 域 面 積	到 達 時 間																																
50ヘクタール以下	10分																																
100ヘクタール以下	20分																																
500ヘクタール以下	30分																																
区 分	浸 透 能 大	浸 透 能 中	浸 透 能 小																														
林 地	0.3～0.5	0.5～0.6	0.6～0.7																														
草 地	0.4～0.6	0.6～0.7	0.7～0.8																														
耕 地	0.5～0.7	0.7～0.8	—																														
裸 地	0.8～0.9	0.9～1.0	1.0																														
太陽光パネル等不浸透性材料で覆われる箇所	1.0																																

2 排水施設計画

①粗度係数

排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画すること。ただし、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、確実に排水施設を設置することとする。

排水施設の計画にあたっては、雨水流出量を安全に排水できる規模とする。

用いる材料による粗度係数は原則として次表によるものとする。

排水施設の種類		粗度係数
素掘	土	0.02 ~ 0.025
	砂	0.025 ~ 0.04
	レキ 岩盤	0.025 ~ 0.035
カルバート	現場打コンクリート	0.015
	コンクリート管(遠心力)	0.013
	塩化ビニル管	0.010
	コンクリート二次製品	0.013
ライニングした水路	モルタル	0.011 ~ 0.015
	練石積水路	0.017 ~ 0.030
	空石積水路	0.023 ~ 0.035
	アスファルト	0.013

備考：上表によりがたい場合は根拠を明らかにして別の数値を採用することができる。

②設計排水量

設計排水量は次より計算するものとする。

設計排水量は、設置する構造物から平均流速を次式によって求める。平均流速の算出は原則としてマンニングの式により求める。

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

V：平均流速 (m/sec)

n：粗度係数

R：径深

$$R = A / P$$

A：流水断面積 (m²)

P：潤辺 (m)

I：水面勾配

$$Q = V \cdot A$$

Q：排水量

③設計安全率

通水断面の設計安全率は、通水断面の満流流量の80%において次表に掲げる値以上を満たすものとする。

条 件		安 全 率
側溝、開渠等		1.2以上
横断溝渠、 暗渠等	流木除け工又は土砂止め工等を設ける場合	2.0～3.0
	流木除け工又は土砂止め工等を設け難い場合又は不適当な場合	3.0以上

横断溝渠、暗渠等とは、谷、沢地形を盛土等により埋立てた箇所において、雨水等を当初の流下方向に排水するための施設をいう。

雨量強度の算定にあたっては次表のとおりとする。

④雨量強度

区 分	該 当 市 町 村
甲 府	甲府市の内旧甲府市、山梨市、南アルプス市の内旧櫛形町・旧甲西町・旧白根町・旧八田村・旧若草町、甲斐市の内旧敷島町・旧竜王町、笛吹市春日居町、甲州市、中央市の内旧田富町・旧玉穂町、昭和町
韮 崎	韮崎市、北杜市、甲斐市の内旧双葉町
黒 駒	甲府市の内旧中道町、笛吹市石和町・一宮町・境川町・御坂町・八代町、中央市の内旧豊富村
市 川	市川三郷町、富士川町、身延町の内旧下部町
身 延	南アルプス市芦安、早川町、身延町の内旧身延町・旧中富町
南 部	南部町
大 月	大月市、上野原市の内旧上野原町、北都留郡
河口湖	甲府市古関・梯、富士吉田市、都留市、笛吹市芦川町、上野原市秋山、南都留郡

⑤雨量強度式

雨量強度式は次によるものとする。

	10年	30年	50年	100年
甲府	$50.303/(t^{(3/5)} + 0.106)$	$63.194/(t^{(3/5)} + 0.120)$	$69.068/(t^{(3/5)} + 0.124)$	$77.014/(t^{(3/5)} + 0.129)$
韮崎	$7.005(24/t)^{0.556}$	$8.735(24/t)^{0.550}$	$9.524(24/t)^{0.549}$	$10.589(24/t)^{0.547}$

黒駒	$9.059(24/t)^{0.556}$	$11.438(24/t)^{0.550}$	$12.525(24/t)^{0.549}$	$13.990(24/t)^{0.547}$
市川	$8.784(24/t)^{0.556}$	$11.031(24/t)^{0.550}$	$12.058(24/t)^{0.549}$	$13.441(24/t)^{0.547}$
身延	$11.198(24/t)^{0.556}$	$13.920(24/t)^{0.550}$	$15.163(24/t)^{0.549}$	$16.839(24/t)^{0.547}$
南部	$13.728(24/t)^{0.556}$	$17.086(24/t)^{0.550}$	$18.619(24/t)^{0.549}$	$20.687(24/t)^{0.547}$
大月	$11.257(24/t)^{0.463}$	$14.369(24/t)^{0.455}$	$15.790(24/t)^{0.453}$	$17.706(24/t)^{0.450}$
河口湖	$60.137/(t^{(1/2)+0.104})$	$75.997/(t^{(1/2)+0.128})$	$83.240/(t^{(1/2)+0.137})$	$93.003/(t^{(1/2)+0.146})$

備考：算出された雨量はmm/hr t：時間（hr）

3 沈砂池の設計

沈砂池の設計は、原則として「採石技術指導基準」採石技術指導基準編集委員会編集による沈殿池の設計基準によるものとする。

$$\textcircled{1} u_0 = H / T = Q / A$$

u_0 ：限界沈降速度 (m/hr)

H：沈殿物を沈積させる部分を除いた沈殿池の深さ（有効深m）

T：滞留時間（hr）

Q：処理水量（m³/hr）

A：沈殿池の表面積（m²）

$$\textcircled{2} T = A \cdot H / Q$$

沈殿池の深さHは、掃流現象等が起こることによって沈殿池が再び濁る恐れのない水深（1 m程度）を考慮し、これに沈殿池を池底にたい積させるのに必要な深さを加えた高さにする。

なお、沈殿池の堆積物は沈殿能力を確保する必要があることから、定期的に浚渫するものとする。

4 洪水調整池の設計

（設計手順）

①洪水調整池の調節方式は原則として自然放流方式とする。

②当該開発区域の下流河川等において、30年確率降雨強度で想定されるピーク流量が流下できない狭窄部の地点を複数選定する。

③②の地点のうち、開発中及び開発後の30年確率降雨強度で想定

① 計画対象降雨

される無調節のピーク流量を比較し、1%以上増加する地点を選定する。(1%以上の増加がない場合は洪水調整池を設置する必要はないものとする。)

- ④ 1%以上増加する地点のそれぞれの開発前の30年確率降雨強度でのピーク流量を超えることとならない洪水調整池からの放流量を決定する。

備考

① ピーク流量の算定はラショナル式(合理式)によるものとする。

② 到達時間は原則として表1によるものとするが、これによりがたい場合は、次によるものとする。

流入時間：30分以内の適切な時間をとる。(一般的に5~10分)

流下時間：開発前 $T = 0.83L / i^{0.6}$

開発後 $T = 0.36L / i^{0.5}$

T：流下時間(min)

L：河道延長(km)

i：河道の勾配(%)

(厳密計算法による調整容量の算定)

洪水調整池の調節容量を算定するために用いる計画対象降雨については、確率降雨強度曲線によるものとする。

なお、降雨の集中度については、後方集中型の降雨波形とし、継続時間は24時間とする。

また、流入ハイドログラフの算定にあたってのピーク流量の算定には流出係数に代えて次表の流出率を用いるものとする。

土地利用状況	流出率	備考
開発前	0.6~0.7	山林・原野・畑地面積率が70%以上の流域
開発後(1)	0.8	不浸透面積率がほぼ40%以下の流域
開発後(2)	0.9	不浸透面積率がほぼ40%以上の流域

(簡便法による調整容量の算定)

$$V = (r_i - r_c / 2) * t_i * f * A * 1 / 360$$

V：必要調節容量(m³)

f：開発後の流出係数

A：流域面積(ha)

r_c：調整池下流の流下能力の値に対応する降雨強度(mm/hr)

r_i：1/30確率降雨強度曲線上の任意の継続時間t_iに対応する降雨強度(mm/hr)

t_i：任意の継続時間(sec)

② オリフィス

設計放流量は次により行うものとする。

放流口が開水路状態のとき $Q_0 = 0.6 \sqrt{g} \cdot B \cdot H^{1.5} / 2$

放流口の設計放流量

放流口が圧力水状態のとき $Q_0 = CA\sqrt{2gH_2}$

C : 流量係数

B : 放流口の幅 (m)

H1 : 放流口敷高から水面までの高さ (m)

H2 : 放流口中心から水面までの高さ (m)

g : 重力加速度 = 9.8 m/sec

A : 放流口断面積 (m²)

Q : 放流量 (m³/sec)

流量係数は次表を標準とする。

hi/a	C	hi/a	C
1.4以下	0.6	4.5	0.75
1.5	0.61	5.0	0.77
2.0	0.65	5.5	0.775
2.5	0.68	6.0	0.78
3.0	0.71	6.5	0.79
3.5	0.73	7.0	0.793
4.0	0.74	7.5	0.796
		8.0以上	0.8

hi = 放流口下部から水面までの高さ a = 放流口の高さ
ベルマウスを設置する場合 C = 0.85 とする。

③ 設計堆砂土砂量

開発行為の施工期間中の流出土砂量は 1 ha 1 年間に 300 m³ を標準とする。

開発行為施工後の流出土砂量は 1 ha 1 年間 1.5 m³ を標準とする。

④ 余水吐

余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては 100 年確率降雨強度で想定されるピーク流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその 1.2 倍であること。

余水吐の非越流部天端高さの決定に当たっては、洪水流量を流下させるのに必要な水位に 0.6 m を加えた高さ以上としなければならない。

⑤ その他

その他に設計基準については、原則として防災調節池等技術基準(案) 社団法人日本河川協会編によるものとする。

5 浸透施設の設計

開発行為の雨水等の処理については、原則自然放流方式とするが、やむを得ない場合にあっては浸透施設の設置による処理を行うことができるものとする。

設計にあたっては、原則として雨水浸透施設技術指針(案) 社団法人雨水貯留浸透技術協会編によるものとする。

6 土砂の移動

開発行為による土砂の移動については、スキー場の滑走コースに

		<p>係る切土量は1 haあたりおおむね1, 000 m³以下とし、ゴルフ場の造成に係る切土・盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね200万 m³以下とする。</p>
7	切土	<p>切土の安定計算は原則行わない。ただし、特異な地形及び地質の箇所又は特に安定対策工を必要とする場合は、盛土に準じて安定計算を行う。</p> <p>①切土法面の勾配は次を標準とする。</p> <p>普通の土砂 = 1 : 0.8 固結度の高い土砂 = 1 : 0.6 岩石 = 1 : 0.3</p> <p>②土砂の切土高が10 mを超える場合は、原則として高さ5 mないし10 m毎に幅1.0 m以上の小段を設置するほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>③切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じない措置を講ずるものとする。</p> <p>④開発行為の目的が岩石採取及び砂利採取又は土採取である場合には、それぞれの定める技術的基準によるものとする。</p>
8	盛土	<p>盛土は次によるものであること。</p> <p>①法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合したものとし、次の勾配を標準とする。</p> <p>・盛土高が5 m以下 = 1 : 1.8 ・盛土高が10 m以下 = 1 : 2.0</p> <p>②盛土高が10 mを超える場合、又は上記標準より急な勾配とする場合にあつては、原則として円弧すべり面を仮定した分割法による簡便式を用いて安定計算を行うものとする。この場合の盛土の安全率は常時1.2、地震時1.0以上とする。</p> <p>③盛土高が5 mを超える場合は、5 m毎に幅1.0 m以上の小段を設けるものとする。</p> <p>④一層の仕上がり厚は、30 cm以下とし、その層ごとに締固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講ずるものとする。</p> <p>⑤盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊する恐れがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設暗渠工の施工、排水施設等の設置等の措置を講ずるものとする。</p>
9	捨土	<p>捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮のうえ設定するものとする。</p> <p>①捨土の技術的基準については、原則として、盛土の基準に準じて行うものとするが、「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例」の技術的基準に準じて行うものとする。</p>

10 擁壁の設置

- ②その他、他法令の技術的基準がある場合は、それぞれの定める技術的基準によるものとする。
- ③造成後に余った土砂を事業区域外に搬出して捨て土を行う場合で、捨て土面積が3,000㎡を超える場合は「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例」の規定に基づいて許可を得ること。

切土、盛土又は捨て土を行った後の法面の勾配が、基準によることが困難である若しくは適当でない場合、若しくは太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を適切に行うこととする。（ただし、土質試験に基づき安定計算を行った結果が崩壊等のおそれがないことが明らかである場合は設置を要しない。）

- ①切土によって生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - ア 土質が下表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。
 - イ 土質が、下表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下法面は連続法面とみなす。

土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、マサ土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

- ②盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ高さが1mを超える場合。
- ③擁壁の構造は次によるものとする。
 - ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において安全率は1.5以上であること。
 - ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において安全率は1.5以上とすること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、背面水の排水のため、適正に水抜き穴を設けること。

カ 擁壁は、鉄筋コンクリート、無筋コンクリート、間知石練積その他練積構造であること。

④土圧計算に用いる数値は、原則として宅地造成等規制法施行令により次表のとおりとする。

ア 背面土の単位体積重量及び土圧係数

土 質	単 位 体 積 重 量 (1m ³ あたり)	土 圧 係 数
砂 利 又 は 砂	1. 8 トン	0. 3 5
砂 質 土	1. 7 トン	0. 4 0
シルト、粘土又はそれらを大量に含む砂	1. 6 トン	0. 5 0

イ 摩擦係数

土 質	摩 擦 係 数
岩、岩屑、砂利又は砂	0. 5
砂質土	0. 4
シルト、粘土又はそれらを大量に含む砂 (擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に 限る。)	0. 3

11 法面緑化等

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講ずるものとする。

法面保護は植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適当でない場合又は植生による保護のみでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行うこととする。

12 造成森林

造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然条件に適した樹高1 m以上の高木性樹木を次表により均等に分布するよう植栽する。なお、修景緑化を併せて期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

植 栽 木 の 樹 高	植 栽 本 数 (1 h a) あ た り
1. 0 m	2, 0 0 0 本
2. 0 m	1, 5 0 0 本
3. 0 m	1, 0 0 0 本

備考：他の法令に基準がある場合はこれを考慮する。

13 その他

その他林地開発行為許可申請にあたっては、開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成16年7月1日付け16林整第670号）、開発行為の許可基準の運用について、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日付け14林整第25号）及び開発行為の許可基準の運用細則の適用について（平成14年5月8日付け14林整第82号）を考慮するものとする。開発行為が長狭物（道路、鉄道等）の設置を目的としたものにあつては、林地開発許可要件に照らし、原則として目的とする施設の下流おおむね2kmにおいて、独立した集水区域を持つ区域に係る地域森林計画対象森林の形質変更面積が1haを超える場合に林地開発許可申請を行うこととする。

なお、具体的な判断については、事前に協議を行うものとする。

様 式

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発許可申請書

次のとおり林地開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備 考	

注

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続きの状況を記載すること。

山梨県森林法施行細則第1号様式

林地開発行為事業計画書

事業又は施設の名称				
開発行為に係る森林の所在地				
開発に係る土地の実測面積	開発行為に係る森林面積		m ²	
	開発行為をしようとする森林面積		m ²	
	開発行為に係る事業区域面積		m ²	
開発行為をしようとする土地の用途別面積	用途	面積 (単位m ²)		
		森林	森林以外	計
建造物の概要				
全体計画の概要及び期別計画の概要				
跡地利用の計画				

一時利用の場合の利用後における原状回復の措置	一時利用の期間			
	原状回復の方法			
	原状回復の時期			
開発行為の着手及び完了の予定時期	着	手	完	了
	年 月 日		年 月 日	
所用経費及び調達方法	用地費		自己資金	
	工事費		借入金	
	その他		補助金	
	計		その他	
	別紙内訳表のとおり		計	
他の法令により土地利用（開発）について制限のある場合における事業実施に必要な許認可、資格、又は登録の状況	法令及び適用条項	申請日	許可日	
その他				

林地開発行為保全施設計画書

工法				
残土の処理	切土量	盛土量	客土量	捨土量
	m ³	m ³	m ³	m ³
	残土の処理方法			
法面の保護	種 別	切 土	盛 土	
	法 面 直 高	最大	最大	
	法 面 勾 配			m
	小 段 の 設 置			m
	法 面 保 護 の 措 置			
	擁 壁 の 規 模 構 造 等			
排水施設	種 別	設置位置	規 模 構 造 ・ 数 量	
洪水調整池	設置位置、構造、規模、数量等			
えん堤等	設置位置、構造、規模、数量等			

沈砂池	設置位置、構造、規模、数量等				
貯水池、導水路等	設置位置、構造、規模、数量等				
落石、なだれ等の防止施設	設置位置、構造、規模、数量等				
残置し、又は造成する森林又は緑地	残置森林	造成森林	緑地	計	%
	残置森林の位置、幅等				
	造成森林（緑地）の方法、数量等				
場外の防災施設 その他					

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

公共施設等に関する同意・協定の一覧表

次のとおり同意を得るとともに協定が成立しました。

1 公共施設等の管理者

種 別	管 理 者	同意年月日	摘 要
給水施設 (上水道)			
給水施設 (下水道)			
消防水利施設			
取付先水路			
放流先水路			
水利権			
その他			

2 新たに施設される公共施設等

種 別	概 要	協定成立年月日	市町村名	用地の帰属

注 概要欄には広場、公園、緑地及び貯水池施設については面積のみを、また、
上下水道管渠については延長のみを記入すること。

3 従前の公共施設等

種 別	管 理 者	同意年月日	摘 要
里道			
国有河川敷			

土地所有者等関係権利者の同意書

開発行為者氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

開発行為の目的

次の森林における上記の開発行為の施行については、同意します。

森林の所在場所	権利の種類	同意年月日	権利者の住所及び氏名	印

注 森林の所在場所は、地番まで記入すること。

権利の種類は、所有権、賃借権又は地上権の別に記入すること。

1筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付し、それぞれ押印すること。

印鑑は印鑑登録証明書の印鑑を押印すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為着手届

林地開発行為を次のとおり着手するので森林法第10条の2第1項の規定により、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手年月日	年 月 日
許可期限	年 月 日
施工者住所及び氏名	開発行為者と施工者が異なる場合に記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為許可変更申請書

林地開発行為を次のとおり変更したいので森林法第10条の2第1項の規定により、申請します。

許可年月日及び番号		年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所在場所	変更前	
	変更後	
開発行為に係る森林の 土地の面積	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の内容		
変更前の許可期限	年 月 日から 年 月 日まで	
変更後の完了予定年月日	年 月 日	

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為許可変更届

林地開発行為を次のとおり変更したいので森林法第10条の2第1項の規定により、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日	山梨県指令 第 号
開発行為の目的		
開発行為に係る森林の所在場所	変更前	
	変更後	
開発行為に係る森林の土地の面積	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の内容		
施工者住所氏名	変更前	
	変更後	

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為廃止届

林地開発行為を次のとおり廃止するので森林法第10条の2第1項の規定により、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
開発行為の許可期限	年 月 日まで (着手年月日： 年 月 日)
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の措置	

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為施行状況報告書

林地開発行為について、 年 月 日現在の施行状況を森林法第 10 条の 2
第 1 項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号			
開発行為の目的				
開発行為の所在場所				
着手年月日	年 月 日			
開発行為の許可期限	年 月 日まで			
設 計		出 来 高		進捗率 %
工 種	数 量	工 種	数 量	

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為完了報告書

林地開発行為が次のとおり完了したので森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
開発行為の許可期限	年 月 日
施工者住所及び氏名	開発行為者と施工者が異なる場合に記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

（地位を譲り受けた者）

報告者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

（地位を譲り渡した者）

報告者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為地位承継報告書

林地開発行為に係る開発行為者の地位を承継したので森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者 住所
氏名 印
(法人であるときは主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為事業者住所（氏名）変更報告書

林地開発行為に係る次の事項を変更したので森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、報告
します。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在 場所	
開発行為に係る森林の土地 の面積	
許可者の氏名 及び住所	新
	旧
変更年月日	年 月 日
変更場所	
変更の理由	

開発行為行為施行能力に関する申告書

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申告者氏名

印

次のとおり申告します。

氏 名 (名称及び代表者)									
住 所 (所在地)									
法令による 登 録	建設業法 宅地建物取引業法 その他					資 本 金 主たる取引金融機関	万円		
資 産 の 状 況									
納 税 額	税区分 年度区分	法人税 又は 所得税	事 業 税	市 町 村 民 税	固 定 資 産 税	その他	計		
	年度 (前 年 度)								
	年度 (前々年度)								
職 員 数		事務職 人		技術職 人		労務職 人		計 人	
技術者名 及び主な 役員	役 職 名	氏 名	年 齢	在 勤 年 数	資 格 免 許 ・ 学 歴 ・ そ の 他				
過去5年間 の開発行為 に関する実 績	事業名 (工事名)	場 所	面 積	許認可番号 年 月 日	着工年月日 完成年月日	検 査 済 証 交 付 年 月 日	工 事 高		

※1 申告書には、各種税別の納税証明書を添付すること。

2 資産の状況欄は、これにかわる営業純資本額調書及び収支決算書を添付すれば記入を要しないが、その旨記入すること。

残置森林等の管理に関する誓約書（例文）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次の残置森林等について下記のとおり維持管理することを誓約します。

開発行為に係る森林の所在場所

開発行為をしようとする森林面積及び区域

m² 別図のとおり

残置又は造成する森林又は緑地の面積及び区域

m² 別図のとおり

記

（残置森林等の保存）

1 残置森林等は他の目的には一切転用いたしません。

（造林の実施）

2 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

3 残置森林等のうち、造成した森林又は緑地については、適切な保育事業を行います。

（立木の伐採）

4 残置森林等の立木を伐採する場合は、伐採を始める90日から30日前までに、市町村に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出します。

（誓約事項の承継）

5 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

年 月 日

山梨県知事 殿

事業施行者 住所
氏名

⑩

林地開発行為に係る連絡調整について

このことについて、昭和49年2月27日衆議院農林水産委員会における「森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）」に基づき関係書類を添えて協議します。

年 月 日

山梨県知事 殿

事業施行者 住所
氏名

㊞

林地開発行為に係る連絡調整の変更について

平成 年 月 日付け森整第 号で協議を了したこのことについて、関係書類を添えて協議します。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

林地開発行為に係る連絡調整変更届

林地開発行為を次のとおり変更したいので届け出ます。

協議年月日及び番号	年 月 日	森整第	号
開発行為の目的			
開発行為に係る森林 の所在場所	変更前		
	変更後		
開発行為に係る森林 の土地の面積	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更の内容			

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト

項目		詳細	対応状況	対応状況の詳細
計画段階	立地	エリア	避けるべきエリアに該当するか	
			慎重な検討が必要なエリアに該当するか	
	適正な導入のために遵守すべき事項	①防災面	傾斜地・崖崩れへの対策	
			切土盛土対策	
			排水対策	
		②景観面	設備の色彩等	
			目隠し(フェンス、植栽)	
			丘陵地稜線の保全	
		③環境面	希少野生動植物の保全措置	
			緑地割合	
		④設備面	太陽光モジュール支持物の安全対策	
			立入防止対策	
			事業者名等の表示	
			事故等の対応	
	市町村・住民との合意形成	①市町村との合意形成	事前の確認・相談	
			条例等の遵守、指導、助言の対応	
		②住民との合意形成	住民説明会の実施	
			地域貢献策	
	設置後	①維持管理	電気事業法の保安規定等に基づく点検	
			事業地の適正管理	
災害時の対応方法、連絡体系				
②撤去・廃棄		廃棄物処理法、建設リサイクル法等の対応		

※対応状況欄は対応済、一部対応、未対応、該当なしを記入してください。

番 号
年 月 日

森林環境部長 殿

〇〇林務環境事務所長

林地開発行為許可申請について（進達）

このことについて、

から別添の通り申請がありました。

番 号
年 月 日

森林環境部長 殿

〇〇林務環境事務所長

林地開発行為許可申請について（副申）

このことについて、 から別添の通り申請がありましたので、現地等につ
いての調査書及び からの意見書を添えて送付します。

林 地 開 発 調 査 書

NO1

申請者	住 所			
	氏 名			
開発行為の目的				
開発行為に係る事業又は施設の名称				
所在場所		森林計画区名		
面積		開発行為に係る森林面積		㎡
		開発行為をしようとする森林面積		㎡
		開発行為に係る事業区域面積		㎡
開発行為をしようとする森林面積の用途別内訳		開発後の用途	面積 (㎡)	比率 (%)
		計		
工事計画	開発行為に係る森林部分	着工 年 月 日予定	完成 年 月 日予定	
	全体	着工 年 月 日予定	完成 年 月 日予定	
所要経費		用地費		千円
		工事費		千円
		事務経費		千円
		計		千円

開発行為をしようとする森林の現況	現況	(地質) (土壌) (標高)	(基岩) (山腹傾斜) (年間降雨量)
	林況		
	生息動物風致 その他		
周辺地域における宅地、農地、道路、公園その他の施設の状況			
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況			
当該開発行為が周辺地域の環境へ及ぼす影響			
他法令等との関連			
林地開発に対する関係者の意見			
その他			
調査者 職・氏名、調査年月日		○○林務環境事務所 (職 名 、 氏 名) 年 月 日	

事業計画内容調書

NO3

事 項		区 分	審 査 結 果		理 由
1 地域森林計画との関連	機能の高い森林	土地保全に留意すべき森林の指定状況			
		特定林分の指定状況			
		地域住人の当該森林に対する水源かん養機能への依存状況			
		優良人工造林地又はこれに準ずる天然林の存否状況			
	その他	林業振興に係る施設の実施状況			
		補助造林対象地の存否			
		森林施業計画の認定状況			
2 共通事項	①計画内容の具体性		有 無		
	②開発行為に係る森林について開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の同意	有 無	全部 有 () 一部	全部 無 () 一部	
			(内容)		
	③申請に係る森林以外の関係用地について事業の妨げとなる権利を有する者の同意		全部 有 () 一部	全部 無 () 一部	

事	項	区 分	審査結果	理 由
2 共 通 事 項	④開発行為又は開発行為 の事業の実施について、 法令により必要とする許 認可等	許認可等の 要否	要 不要	
		関係法令	(内容)	
		許認可等の 見込等	許認可済 許認可見込 許認可見込無	
	⑤信用状況		有 無	
	⑥資金の調達		有 無	
	⑦開発面積の規模		適 不適	
	⑧開発行為が大規模であ り、長期にわたるもの の一部についての許可申請 である場合、全体計画と の関連		有 無	
	⑨一時利用の場合の利用 後における現状回復等の 事後措置		適 不適	
	⑩開発周辺地域の森林施 業に対する支障の配慮		有 無	
	⑪周辺の地域における住 民の生活及び産業活動へ の影響の配慮		有 無	
	⑫残地し又は増設する森 林又は緑地の管理		有 無 (権利の内容)	
		管理計画	有 無	
総合		適 不適		

事 項	区 分	審査結果	理 由	
3 法 第 十 条 二 第 二 項 一 号 関 係	①土砂流出の防止	工法	適 不適	
		捨土位置	適 不適	
		法面の勾配	適 不適	切土法面 盛土法面
		法面における小段 排水法面保護	適 不適	
		法面崩壊防止措置	適 不適	
		擁壁の構造	適 不適	
		②えん堤等	流出土砂量の計算 等	適 不適
	えん堤等の設置及 び位置		適 不適	
	③排水施設	水理計算等	適 不適	
		設置位置及び構造	適 不適	
	④洪水調節池	水理計算等	適 不適	
		設置位置及び構造	適 不適	
	⑤落石、なだれ等 の災害発生のおそ れのある場所の措 置		適 不適	
	⑥開発行為の施行 工程		適 不適	
	総 合		適 不適	

	事 項	区 分	審査結果	理 由
4 第十条の二第二項一号の二関係	①水害の防止	ピーク流量の安全流下	適 不適	
		洪水調整池の設置	有 無	
	総合		適 不適	
5 第十条の二第二項二号関係	①飲料水、かんがい用水等の水源の確保	水源確保の対策の必要性	有 無	
		貯水池、導水路の設置	有 無	
	②水質悪化の防止	水質悪化の防止の必要性	有 無	
		沈砂池等	適 不適	
	総合		適 不適	
6 法第十条の二第二項三号関係	①環境の保全	残置し又は造成する森林又は緑地の率	適 不適	
		残置森林の幅、配置	適 不適	開発区域外周部に mの幅で配置されている。
		景観の維持に対する措置	適 不適	
	総合		適 不適	
総合			適 不適	

番 号
年 月 日

森林環境部長 殿

〇〇林務環境事務所長

林地開発行為許可に係る違反行為について（報告）

このことについて、森林法第10条の2第1項（森林法第10条の3）の規定に違反した開発行為がありましたので、調査書を添えて報告します。

林地開発行為違反調書

区 分	違 反 事 項 等
許可番号	
違反行為者	
違反行為の所在場所	
違反行為の発生年月日	
違反行為の内容	
中止又は復旧に係る 命令すべき内容	
その他必要な事項	

林地開発行為完了確認調査書

番 号
年 月 日

森林環境部長 殿

〇〇林務環境事務所長

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為が計画のとおり完了したことを確認しました。

許可年月日及び許可番号	年 月 日山梨県指令森整第 号			
開発行為の所在場所				
開発行為をしようとする森林面積	_____ ha	開発行為に係る森林面積	残置森林等	残置率
		_____ ha	_____ ha	_____ %
開発行為の目的				
開発事業者				
着手年月日				
完了年月日				
完了確認年月日				
完了確認調査者				
その他特別記事				

※ 残置率とは、開発目的別に定められた残置森林率または森林率を指す。土石等の処理、残土処理の場合は森林率とする。残置森林等とはその残置森林面積または森林面積とする。

番 号

年 月 日

河川管理者 殿

〇〇林務環境事務所長

林地開発行為に伴う河川等への影響について（照会）

次の林地開発行為について、森林法10条の2第1項の規定により申請書の提出がありました。申請の内容を審査したところ、林地開発の許可基準に適合していると認められますが、〇〇水系一級河川（又は二級河川）〇〇川への影響について、河川管理者の意見を伺いたく協議します。

- 1 申請者の住所
- 2 申請者の氏名
- 3 開発行為に係る森林の所在場所
- 4 開発行為の目的
- 5 添付書類
 - ・位置図
 - ・防災施設計画図のうち排水施設に係る図面及び計算書類

第3 手続きの流れ

開発行為事務取扱要領

(趣旨)

第1 この開発行為許可事務取扱要領(以下「要領」という。)は、森林法(以下「法」という。)第10条の2第1項に定める開発行為の許可等について事務の取扱を定め、円滑な事務処理を行うことを目的とする。

(適用)

第2 この要領は、法、森林法施行令、森林法施行規則、山梨県森林法施行細則(以下「細則」という。)及び山梨県林地開発行為許可申請に係る審査基準(以下「審査基準」という。)に定める開発行為に適用する。

(許可申請の受理及び審査)

第3 開発行為許可申請に係ることについては、当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 申請書の様式及び内容は、審査基準に定めるところによる。
- 2 林務環境事務所長は、細則第20条の規定に基づき提出された申請書を受理し、森林環境部長に進達するものとする。
- 3 申請書を受理した林務環境事務所長は、提出された申請書に不備がある、または、必要な書類が添付されていないと認められる場合は行政手続法第7条の規定に基づき相当の期間を定め補正を求め、あるいは拒否を行うものとする。
- 4 上記3に該当しない場合は、審査基準に基づき審査を行った後、当該開発行為の所在を管轄する市町村長及び開発行為の影響を直接受けると見込まれる市町村長の意見を聴取して審査基準に基づく調書を添えて速やかに森林環境部長に副申するものとする。
- 5 許可申請の処理手順については別紙1を標準とする。

(標準処理期間)

第4 山梨県行政手続条例第7条により定める開発行為事務の標準処理期間は、以下のとおりとする。なお、県の休日(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日)及び補正に要する期間等は含まない。

林地開発許可申請事務・・・・・・・・・・80日間

以下参考

土砂の埋立て等許可申請事務・・・・・・・・60日間

採石計画認可申請事務・・・・・・・・・・60日間

土採取計画認可申請事務・・・・・・・・・・40日間

砂利採取計画認可申請事務・・・・・・・・30日間

(開発行為の監督)

第5 林務環境事務所長は法第10条の2第1項の規定に違反した者若しくは同条同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者及び偽りその他の不正な手段により法第10条の2第1項の許可を受けて開発行為をした

者を認めるときは、その森林の所在場所、違反行為の内容その他必要事項について調査し、防災上緊急にとつた行為がある場合は、その内容を含め、審査基準に定める林地開発違反調書を作成し、速やかに知事に報告するものとする。

知事は、報告を受けたときは、違反した者に対して法第10条の3に基づく復旧または中止の命令を行うものとする。

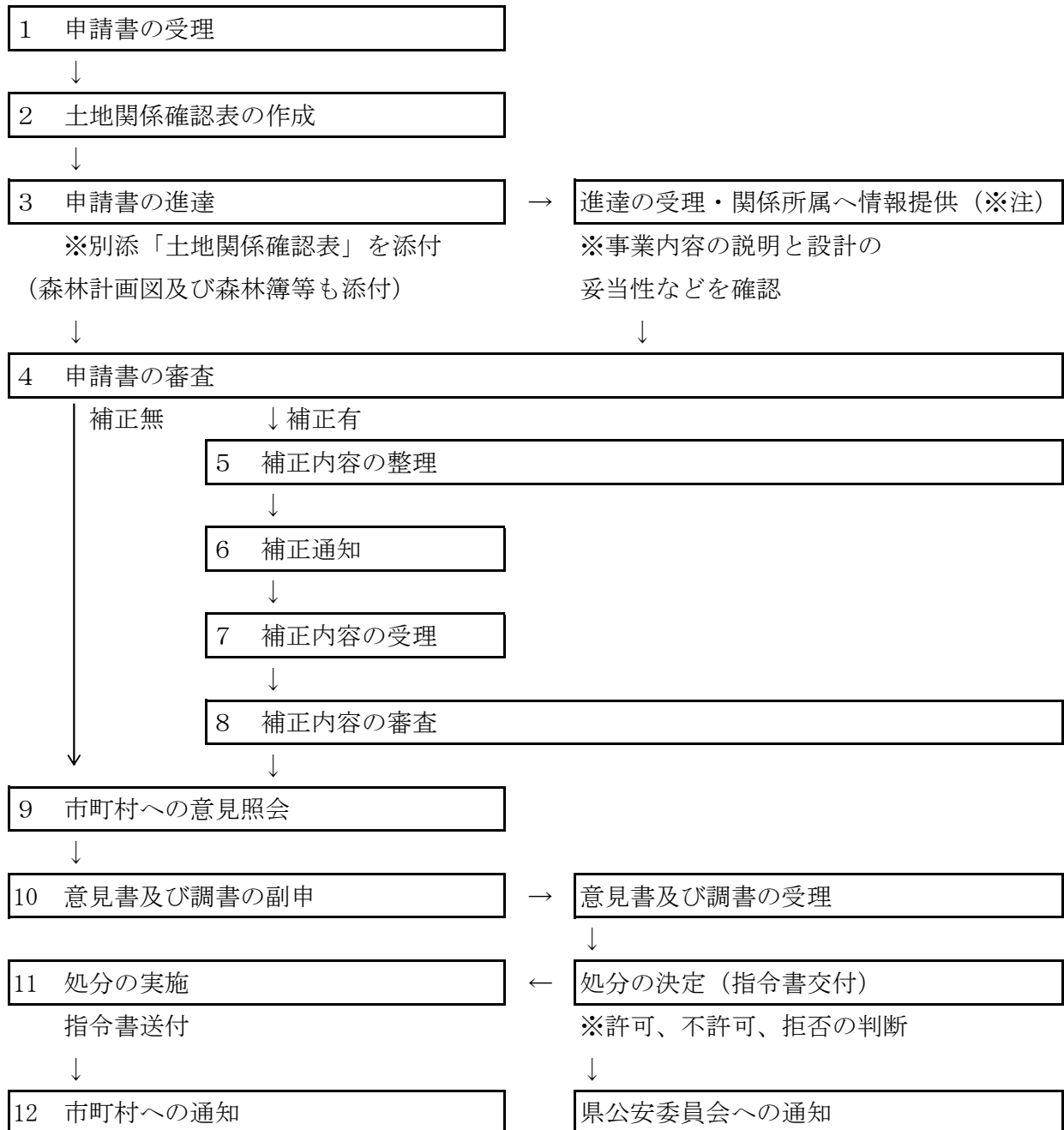
なお、知事は違反した者にとつた命令の内容について、林務環境事務所長及び関係市町村長に通知するものとする。

- 附則 この要領は、平成20年10月29日から施行する。
この要領は、平成26年1月8日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

林地開発許可申請の手続フロー

○林務環境事務所の手続

○森林整備課の手続



※注：関係所属一覧は別紙 2

(別紙2)

○関係所属一覧

部局名	課室名	主な所管・関係法令、所管事項等
総合政策部	地域創生・人口対策課	・国土利用計画法
森林環境部	大気水質保全課	・山梨県環境影響評価条例 ・土壌汚染対策法 ・山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例
	環境整備課	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	みどり自然課	・自然公園法 ・山梨県自然環境保全条例 ・山梨県立自然公園条例 ・山梨県環境緑化条例
	県有林課	・県有林貸付
	治山林道課	・森林法（保安林解除等） ・地すべり防止法
	環境・エネルギー課	・太陽光発電関係
農政部	農村振興課	・農地法（農地転用） ・農振法（農振除外）
	耕地課	・農道・農業用水利関係 ・地すべり防止法
県土整備部	景観づくり推進室	・景観法 ・山梨県景観条例 ・山梨県屋外広告物条例
	道路管理課	・道路法
	治水課	・河川法
	砂防課	・山梨県砂防指定地管理条例 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害防止法 ・地すべり防止法
	都市計画課	・都市計画法 ・山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 ・山梨県風致地区条例
	建築住宅課	・建築基準法
教育委員会	学術文化財課	・文化財保護法 ・県文化財保護条例
リニア交通局	交通政策課	・山梨県土砂運搬適正化指導要綱
県民生活部	世界遺産富士山課	・世界遺産関係

第4 国の技術的助言(関連通知)

開発行為の許可制に関する事務の取扱について [平成14年3月29日付13林整治第2396号]	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について [平成14年5月8日付14林整治第25号]	開発行為の許可基準の運用細則の適用について [平成14年5月8日付14林整治第82号]
<p>開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。なお、地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号のいずれかに該当する場合が多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うこと。</p>			
<p>第1 一般的事項</p> <p>1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。</p> <p>(1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。</p> <p>(2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p> <p>(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。</p> <p>(4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。</p> <p>2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。</p> <p>3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。</p> <p>4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。</p> <p>5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</p>	<p>第1 運用基準第1 関係事項</p> <p>1 運用基準第1の1の(2)関係事項</p> <p>「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができることを認められる場合を指すものとする。</p> <p>2 運用基準第1の4 関係事項</p> <p>「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の現状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。</p> <p>3 運用基準第1の5 関係事項</p> <p>運用基準第1の5の要件としては、例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。</p>		

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について
<p>6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。</p> <p>7 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残地することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。</p>		<p>4 運用基準第1の6関係事項 運用基準第1の6の要件としては、例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。</p> <p>5 運用基準第1の7関係事項 「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めることが望ましい。</p>	

第1 森林法第10条の2第1項関係事項

1 開発行為の許可制の対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。

2 許可制の対象となる開発行為

都道府県知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。

(1) 開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。

(2) 「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。」と定められているが、これは森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

ア この「土地の面積」は、この許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であつて、道路の新設又は改築にあつても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又はこの許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

イ 「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうち道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。

ウ 「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について
-----------------------	------------------	--------------------	-----------------------

なお、地域森林計画の計画事項である「森林の土地の保全に関する事項」（法第5条第2項第1号）に対応して、「地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならない」（法第8条）こととされており、開発行為の許可を要しないものについても森林の土地の適正な利用が確保されるよう周知することが望ましい。

3 許可制の適用のない開発行為

- (1) 「国又は地方公共団体が行なう場合」は、法第10条の2第1項の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第1号）。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務に当たっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行なう場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなされる。

- (2) 「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合」は、許可制は適用されない（法第10条の2第1項第2号）。

これは、いわば緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出制及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行なう場合は、都道府県において当然知り得ると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生をみることにないように適切な事後措置がとられるように周知することが望ましい。

- (3) 「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合」は許可制は適用されない（法第10条の2第1項第3号）。

この事業は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第5条に定められたとおりである。

- (4) 許可制の適用のない(1)及び(3)の場合であっても法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならないことは当然であり、国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をとりつつ、本制度の趣旨に即して行われるように関係行政庁において周知することが望ましい。

都道府県が実施する場合にあっては、都道府県の林務部局と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うとともに、都道府県以外の地方公共団体及び地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行うに当たっては、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知することが望ましい。

また、規則第5条の事業を実施しようとするときにあっても、当該事業を実施しようとする者が、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知することが望ましい。

第2 森林法第10条の2第2項及び第3項関係事項

1 許可基準

- (1) 「都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可の申請があった場合において、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」ものとされた（法第10条の2第2項）が、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。

具体的には、以下のような許可基準が定められている。

ア 「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号）これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

「その他の災害」としては、土砂の流出又は崩壊の原因となる洪水、逸水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について
-----------------------	------------------	--------------------	-----------------------

「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行うことが望ましい。

イ 「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号の2）

これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

ウ 「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第10条の2第2項第2号）

これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源のかん養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

エ 「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」（法第10条の2第3項第3号）

これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。

(2) 法第10条の2第2項の許可基準の配慮規定として同条第3項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。

これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水源のかん養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。

2 開発行為の許可基準の運用について

開発行為の許可基準の運用については、別記「開発行為の許可基準の運用について」に準じて行うことが望ましい。

3 許可の審査等

- (1) 開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な図面及び書類を添えて、都道府県知事に提出することを要する（規則第4条）が、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続を経ることが必要である。
- (2) 都道府県知事は、開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に判断することが望ましい。
- (3) 都道府県知事は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行うとともに、その開発行為の完了後において速やかに完了確認を行うことが望ましい。

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について
<p>第2 法第10条の2第2項第1号関係事項</p> <p>1 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最少限度であることが明かであること。</p> <p>2 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明かであること。</p>	<p>第2 運用基準第2 関係事項</p> <p>1 運用基準第2の1 関係事項</p> <p>運用基準第2の1の運用に当たっては、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は1ha当たりおおむね1,000立米以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立米以下とする。</p> <p>2 運用基準第2の2 関係事項</p> <p>運用基準第2の2の技術的細則は、次の(1)から(4)に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 工法等は次によるものであること。</p> <p>ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。</p> <p>イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。</p> <p>ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。</p> <p>エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。</p> <p>(2) 切土は次によるものであること。</p> <p>ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。</p> <p>イ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として高さ5mないし10m毎に小段が設置されるほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。</p> <p>ウ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。</p> <p>(3) 盛土は次によるものであること。</p> <p>ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。</p> <p>イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>ウ 盛土高が5mを超える場合には、原則として5mごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。</p> <p>エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 捨土は次によるものであること。</p> <p>ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。</p>		

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について												
<p>3 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p> <p>4 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保</p>	<p>イ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。</p> <p>3 運用基準第2の3関係事項 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(1)又は(2)に該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。</p> <p>(1) 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>ア 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。</p> <p>イ 土質が、表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="432 1012 1458 1317"> <thead> <tr> <th>土 質</th> <th>擁壁等を要しない勾配の上限</th> <th>擁壁等を要する勾配の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く)</td> <td>60度</td> <td>80度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 盛土により生じる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1mを超える場合。</p> <p>4 運用基準第2の3関係事項 擁壁の構造は、次の技術的細則によるものであること。</p> <p>(1) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。</p> <p>(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。</p> <p>(3) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。</p> <p>(4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。</p> <p>(5) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。</p> <p>5 運用基準第2の4関係事項 法面保護は、次の技術的細則により行われるものであること。</p> <p>(1) 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等)が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施工されるものであること。</p>	土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限	軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度		
土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限													
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度													
風化の著しい岩	40度	50度													
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度													

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について
<p>護の措置が講ぜられることが明らかであること。</p> <p>5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p> <p>6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な容量及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。</p>	<p>(2) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、4によるものであること。</p> <p>6 運用基準第2の5関係事項 えん堤等の設置は、次の技術的細則によるものであること。</p> <p>(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。 ア 開発行為の施工期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ha当たり1年間におおむね200立米ないし400立米を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。 イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。</p> <p>(2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。</p> <p>(3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和46年3月13日付46林野治第648号林野庁長官通知)によるものであること。</p> <p>7 運用基準第2の6関係事項 排水施設の能力及び構造は、次の技術的細則によるものであること。</p> <p>(1) 排水施設の断面は、次によるものであること。 ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流量は原則としてマニング式により求められていること。 (ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。 $Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ Q:雨水流出量(m³/sec)、f:流出係数、r:設計雨量強度(mm/hour)、A:集水区域面積(ha) (イ) 前式の適用に当たっては、次のaからcまでによるものであること。 a 流出係数は、表2を参考にして定められていること。 b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。 c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表3を参考として用いられていること。</p>		<p>第1 運用細則表2関係事項 浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大としても差し支えない。</p>

表2

区分	浸透能大	浸透能中	浸透能小
林地	0.3~0.5	0.5~0.6	0.6~0.7
草地	0.4~0.6	0.6~0.7	0.7~0.8
耕地	0.5~0.7	0.7~0.8	—
裸地	0.8~0.9	0.9~1.0	1.0

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について
-----------------------	------------------	--------------------	-----------------------

表3

流域面積	単位時間
50ha以下	10分
100ha以下	20分
500ha以下	30分

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより大きく定められていること。

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が講ぜられていること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等又は他の配水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

第2 運用細則第2の7(2) 関係事項

「同意」については、他の排水施設を経由して河川に排水を導き河川の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあつては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨である。

同意の取得に係る調整は、「開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について」(昭和49年10月31日付け49林野治第2523号林野庁長官通知)に基づき行うこととする。

7 下流の流化能力を超える水量が排水されることにより災害発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

8 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

8 運用基準第2の7 関係事項

洪水調整池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。

(1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあつては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

第3 運用基準第3 関係事項

運用基準第3の洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものとする。

第3 運用細則第2の8(1) 関係事項

1 運用細則第2の8に基づき洪水調節池等の設置を併せて行う場合、同時に森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の2第2項第1号により設置する洪水調節池等、同項第1号の2により設置する洪水調節池等のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置することとする。

2 「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について
<p>第3 法第10条の2第2項第1号の2関係事項</p> <p>開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。</p> <p>なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第2の8の(1)によるものであること。</p> <p>2 余水吐の能力は、第2の8の(2)によるものであること</p> <p>3 洪水調節の方式は、第2の8の(3)によるものであること。</p>		<p>第4 運用細則第3の1関係事項</p> <p>1 運用細則第2の8に基づき洪水調節池等の設置を併せて行う場合、同時に法第10条の2第2項第1号により設置する洪水調節池等、同項第1号の2により設置する洪水調節池等のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置することとする。</p> <p>2 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で</p>
<p>第4 法第10条の2第2項第2号関係事項</p> <p>1 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p> <p>2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>			<p>第4 運用基準第4関係事項</p> <p>運用基準第4の1により導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p>
<p>第5 法第10条の2第2項第3号関係事項</p> <p>1 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積</p>	<p>第5 運用基準第5関係事項</p> <p>1 運用基準第5の1関係事項</p> <p>運用基準第5の1は、次によるものであること。</p> <p>(1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。</p> <p>この場合において、残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林又は緑地の割合によるものとする。</p>	<p>想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。</p> <p>なお、当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。</p> <p>3 同意の取得に係る調整は、「開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について」（昭和49年10月31日付け49林野治第2523号林野庁長官通知）に基づき行うこととする。</p>	<p>第5 運用細則第5の1(1)関係事項</p> <p>1 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたこ</p>

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について
-----------------------	------------------	--------------------	-----------------------

の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

また、残置し、若しくは造成する森林又は緑地は、表4の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表4に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表4に準じて適切に措置されていること。

とにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」はその2割の許容範囲を示してあり、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては20%を下回らないものでなければならないという趣旨である。

表4

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はおおむね30%以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%（残置森林率はおおむね40%）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20m以上）を配置する。 ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20m以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50%（残置森林率はおおむね40%）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあつても極力周辺部に森林を配置する。 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について	開発行為の許可基準の運用細則の適用について
-----------------------	------------------	--------------------	-----------------------

2 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- (1) 公園・緑地・広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯、緑道
- (4) 法面緑地
- (5) その他上記に類するもの

3 「表4に準じて適切に措置されていること」の運用として、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上（緑地を含む）。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「グレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

3 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1m以上の高木性樹木を、表5を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表5

植栽本数（1ha当たり）	植栽本数（1ha当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について

第3 森林法第10条の2第4項及び第5項関係事項

第10条の2第1項の許可には、条件を付することができることとされた(法第10条の2第4項)が、その内容は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のもので、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものに限られる(法第10条の2第5項)。

条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において防災等のため適切な措置をとること、当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損われた森林の機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付することが望ましい。

第4 森林法第10条の2第6項関係事項

都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととされたが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。

第5 森林法第10条の3関係事項

「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされたが、これは、違反行為に起因して法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断することが望ましい。

監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対処することが必要であり、また「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うことが望ましい。

なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法(昭和23年第43号)による代執行ができる。

第6 その他

- 1 本制度の運営に際しては、開発行為の施行に係る事業による土地利用が、地域における公的な各種土地利用計画に即した合理的なものである等地域の健全な発展に支障を及ぼすことのないものとなるように十分配慮することが望ましい。
- 2 開発行為の許可制の対象となる森林は、都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となる民有林(保安林等を除く。)であり、その対象面積は広大なものとなる一方、審査の観点も災害の防止等地域社会にとって極めて重要な事項に関するものであることから、事務の執行体制を整備するとともに、地域住民等関係者に対し、本制度についての周知することが望ましい。

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準の運用について	開発行為の許可基準の運用細則について
<p>2 運用基準第5の2関係事項</p> <p>「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。</p> <p>3 運用基準第5の3関係事項</p> <p>運用基準第5の3の運用に当たっては、特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導すること。</p> <p>第6 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について</p> <p>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、第1から第5までによるほか、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」（令和元年12月24日付け林野庁長官通知）によらるたい。</p>		

○ 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について
[令和元年12月24日付け 元林整治第686号]

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の開発行為の許可の審査については、これまで、「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知。以下「事務次官依命通知」という。）、「開発行為の許可基準の運用細則について」（平成14年5月8日付け14林整治第25号林野庁長官通知。以下「運用細則」という。）その他関係通知に基づいて行ってきたところである。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度が平成24年7月に創設されて以降、太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発許可等の案件が増加しており、また、これを目的とした開発には、切土、盛土をほとんど行わなくても現地地形に沿った設置が可能であるなど、他の開発目的とは異なる特殊性が見受けられる。

これらの状況に鑑み、この度、運用細則第6のとおり、事務次官依命通知の別記「開発行為の許可基準の運用について」（以下「運用基準」という。）の細則（太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則）を別紙のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いします。

なお、法第10条の2第1項の許可を要しない規模の開発についても、本通知を踏まえ、森林の土地の適切な利用が確保されるよう周知することが望ましい。

（別紙）

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について

第1 運用基準第1の4関係事項（事業終了後の措置について）

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を行う際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることについて、申請者に対して指導するものとするとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約

に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことを申請者に対して促すものとする。

以上の措置は、太陽光発電施設に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うものとする。

第2 運用基準第2 関係事項

1 運用基準第2の1 関係事項（自然斜面への設置について）

運用基準第2の1の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置することとする。

2 運用基準第2の6 関係事項（排水施設的能力及び構造等について）

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。

(1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、運用細則の表2によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとする。

(2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、運用細則第2の7(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜら

れていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

第3 運用基準第5の1関係事項（残置し、若しくは造成する森林又は緑地について）

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、運用細則の表4によらず、以下の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

なお、運用基準第1の7において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、当該林地開発許可を審査する際、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするよう、申請者に併せて指導することとする。

第4 その他配慮事項

このほか、以下の事項について配慮することとする。

1 住民説明会の実施等について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認することとする。

2 景観への配慮について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施工に努めるよう申請者に促すこととする。

○洪水調整池設計における許可要件の適用の考え方（参考）

○ 水害の防止に係る洪水調節池等の設置に係る計画例について

[平成 25 年 4 月 1 日付 24 林整治第 2657 号]

法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 に規定する水害の防止に係る許可基準については、運用基準の別記第 3 において、「開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること」と規定されているほか、運用細則及び運用細則の適用において技術的細目等が定められている。

今般、これら通知を踏まえ洪水調節池等を設置する場合の計画例を以下のとおり取りまとめたので、参考とされたい。

なお、以下は参考例であって、各都道府県の実情に応じて計画することを妨げるものではないので留意願いたい。

1 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定

- (1) 当該開発行為をする森林の下流において、30 年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点を選定する（運用細則第 3 関係）。

ピーク流量の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いることとし、適当な算式がない場合にはラショナル式を用いる。

- (2) (1) の地点のうち、開発中及び開発後の 30 年確率降雨により想定される無調節のピーク流量 (Q_i30) が開発前のピーク流量 (Q_{oi30}) に対して 1 % 以上増加する地点 i を選定する。

ただし、当該ピーク流量の増加率が 1 % 未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないと判断した場合は、その地点も選定する（運用細則の適用第 4 関係）。

- (3) (2) の地点が生じない場合には、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 による洪水調節池等の設置は不要となる（運用細則第 3 関係）。

なお、(2) の地点が生じない場合であっても、同項第 1 号の要件に照らしてピーク流量を調節することが必要な場合には、運用細則第 2 の 8 の基準によって洪水調節池等を設置することが必要である。

2 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定

- (1) 1の(2)で選定した各地点について、それぞれ開発前の30年確率降雨により想定されるピーク流量(Qoi30)を超えない洪水調節池等からの放流量(qi30)を算定する。

洪水調節池等からの放流量(qi30)の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$qi30 = Qoi30 \times (a \times fo) / (Ai \times Foi)$$

ここに、Ai：選定した各地点の集水面積 (ha)

Foi：選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数

a：洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)

fo：洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

- (2) (1)で算出した各地点ごとの洪水調節池等からの放流量(qi30)が最小となる地点(j)を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「当該地点」という。)として選定する(運用細則の適用第4関係)。

ただし、1の(2)で求めた各地点の中で、地点(j)に比べ流下能力が著しく小さい地点(k)が存在する場合(地点(j)においてnj年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができ、地点kにおいてnk年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができるときに、両地点の確率年がnj>nkとなる場合)又は当該河川等の管理者が必要であると判断した場合には、その地点(k)も当該地点として選定する。

いずれの場合であっても、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることが必要である(運用細則の適用第4関係)。

3 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点における許容放流量の決定

- (1) 2の(2)で選定した当該地点の当該洪水調節池等からの放流量(qi30)を30年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量(qpc30)として決定する。
- (2) 当該地点が地点(j)の場合、地点(j)における開発前のnj(当該地点が地点(k)の場合にはnkとする。以下同じ。)年確率降雨で想定されるピーク流量(Q0jnj)をもとに、当該洪水調節池等からの放流量(qjnj)を算定し、これをn(=nj)年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量(qpcn)として決定する。

nj年確率降雨における当該洪水調節池等からの放流量(qjnj)の算定に当たっては、2と同様に、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$q_{jn} = Q_0 j_n \times (a \times f_0) / (A_j \times F_{0j})$$

ここに、 A_j ：地点 j の集水面積 (ha)

F_{0j} ：地点 j の集水区域の開発前の流出係数

a ：洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)

f_0 ：洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

4 洪水調節池等の容量の決定

洪水調節池等の容量を、洪水調節池等の集水区域における 30 年及び n 年のそれぞれの確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量 (q_{30} 及び q_n) を 30 年及び n 年のそれぞれの確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量 (q_{pc30} 及び q_{pcn}) に調節できる容量に決定する (運用細則第 3 の 1 関係)。

洪水調節池等の容量の計算は、簡便法 (確率降雨強度曲線の特性を応用して必要調節容量を簡便に求める方法)、厳密計算法 (洪水調節池の諸元を仮定し、シミュレーションを繰り返し、洪水調節容量を求める方法) その他の適切な方法により行う。

n 年確率降雨も考慮するのは、30 年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置した場合であっても、その設計内容によっては n 年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を調節できない場合が想定されるためである。

なお、30 年及び n 年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置することにより、 n 年から 30 年の間の頻度で発生する雨量強度におけるピーク流量については概ね調節できると考えて差し支えない。

- 森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号により設置する洪水調節池等と、同項第 1 号の 2 により設置する洪水調節池の関係

[平成 3 年 7 月 24 日 林地開発許可業務担当者会議]

各号の要件を満たすために洪水調節池等を設置する場合、同時にそれぞれの要件を満たすことのできる容量を有する洪水調節池等を設置することとする。

※ 「運用細則」第 3 の 1 「なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には第 2 の 8 の (1) によるものであること。」

○ 河川管理者との調整 [平成3年7月24日 林地開発許可業務担当者会議]

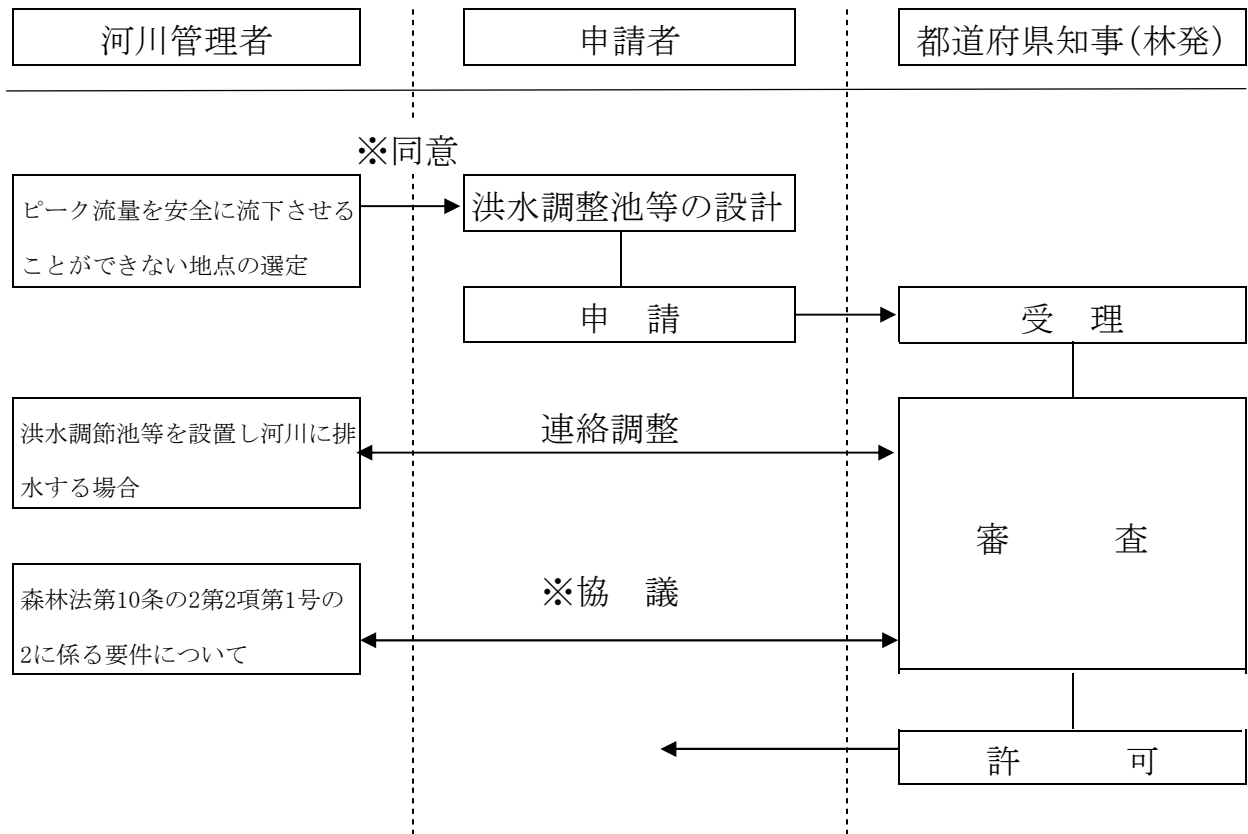
河川管理者との調整は、「開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について」（昭和49年10月31日付49林野治第2523号林野庁長官通達）に基づき、別紙（この頁に記載）のとおり行う。

この場合、洪水調整池の直接の排水先が普通河川（河川法適用河川〔河川法第3条の1級河川及び2級河川。以下同じ〕又は河川法準用河川〔河川法第100条により河川法の規定を準用する河川。以下同じ〕以外の河川をいう。）であっても、下流部の『30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点（「開発行為の許可基準の運用細則の適用について」（昭和49年10月31日付49-2526林野庁指導部長通達））』が河川法適用河川又は河川法準用河川である場合には、当該河川管理者と協議・調整をすること。

また、調整にあたっては、開発許可手続きの遅延を招くことのないようそれぞれの段階に応じてできる限り早期に協議・調整を図ること。

なお、建設大臣が河川管理者である場合は当該河川を管理する工事事務所と協議することとして運用する。

(別紙) 林地開発許可における洪水調節池等の設置に係る河川管理者との協議



※ 法改正により新たに協議等を行う事項

第5 根拠法令

森 林 法 (抄)

[昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号]

[最終改正 平成 30 年 6 月 1 日 法律第 35 号]

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「森林」とは、下に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において、「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 10 条第 1 号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

(承継人に対する効力)

第 3 条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第 2 章 森林計画等

(地域森林計画)

第 5 条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5 年ごとに、その計画をたてる年の翌年 4 月 1 日以

降 10 年を 1 期とする地域森林計画をたてなければならない。

(開発行為の許可)

第 10 条の 2 地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の 1 に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のため必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも当該しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一 の 二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断する当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第 1 項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最少限度のものに限りかつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

(罰則)

第206条 次の各号の1に該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第10条の3の規定による命令に違反した者

附 則

(開発行為に係る経過規定)

第5条 この法律の施行の際現に開発行為（新法第10条の2第1項の開発行為をいう。以下同じ。）を行っている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

森 林 法 施 行 令 (抄)

[昭和 26 年 7 月 31 日 政令第 276 号]

[最終改正 平成 30 年 11 月 21 日 政令第 320 号]

(開発行為の規模)

第 2 条の3 法第 10 条の 2 第 1 項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員 3 メートルとし、その他の行為にあつては、土地の面積 1 ヘクタールとする。

森 林 法 施 行 規 則 (抄)

[昭和 26 年 8 月 1 日 農林省令第 54 号]

[最終改正 平成 30 年 12 月 19 日 農林水産省令第 78 号]

(開発行為の許可の申請)

第 4 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可をうけようとする者は、申請書（2 通）に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に関する計画書
- 二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 三 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(開発行為の許可を要しない事業)

第 5 条 法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- 一 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がそ

- の鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 二 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
 - 三 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）
 - 四 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設及び同項第 2 号に規定する区画整理
 - 五 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
 - 六 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設
 - 七 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する港湾施設
 - 八 港湾法第 2 章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
 - 九 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
 - 十 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館
 - 十一 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
 - 十二 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物（同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
 - 十三 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業
 - 十四 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設
 - 十五 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナル
 - 十六 電気事業法（昭和 39 年法律第 107 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業又は同項第 10 号に規定する送電事業の用に供する同項第 18 号に

規定する電気工作物

十七 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業（第 13 号に該当するものを除く。）

十八 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設

十九 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設

（適用除外）

第 6 条 法第 10 条の 4 の省令で定める森林は、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 3 条の境内地（同条第 2 号及び第 3 号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）とする。

2 森林所有者は、その森林につき法第 10 条の 4 の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書（2 通）に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

山梨県森林法施行細則（抄）

[平成 12 年 3 月 31 日 山梨県規則第 52 号]

[最終改正 平成 25 年 3 月 28 日 規則第 14 号]

（趣旨）

第 1 条 森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）の施行については、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（開発許可申請書の添付書類）

第 2 条 省令第 4 条の位置図及び区域図は、次のとおりとする。

一 位置図 当該申請に係る開発行為の位置を明示した縮尺 5 万分の 1 以上の地形図

二 区域図 次の事項を明示した縮尺 5,000 分の 1 以上の図面

- イ 当該開発行為に係る事業区域
- ロ 事業区域における森林の区域
- ハ 当該開発行為に係る森林の区域
- ニ 当該開発行為に係る施設又は工作物の位置
- ホ 事業区域において既に開発行為が行われている場合には、当該開発済の区域
- ヘ イからホまでに掲げる区域を明示するために必要な都県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状

第 3 条 省令第 4 条第 1 号の開発行為に関する計画書は、林地開発行為事業計画書（第 1 号様式）及び土地面積等一覧表（第 2 号様式）並びに林地開発行為保全施設計画書（第 3 号様式）とする。

2 省令第 4 条第 2 号に規定する相当数は、3 分の 2 とする。

3 省令第 4 条第 2 号の同意を得ていることを証する書類は、公共施設等に関する同意・協定の一覧表（第 4 号様式）及び土地所有者等関係権利者の同意書（第 5 号様式）とする。

（工事着手の届出）

第 4 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けた者（以下「事業者」という。）は、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、着手しようとする日の 2 週間前までに、林地開発行為着手届（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の計画変更）

第 5 条 法第 10 条の 2 第 1 項の規定により受けた許可の内容を変更しようとする場合における同項の規定による許可の申請は、林地開発行為許可変更申請書（第 7 号様式）により行うものとする。ただし、次に掲げる変更で、林地開発行為許可変更届（第 8 号様式）により知事に届け出たものは、この限りでない。

一 工事实施に関し通常必要と認められる軽微な変更

二 災害の防止及び安全で良好な地域環境の確保に支障のない軽微な変更

2 前項の林地開発行為許可変更申請書及び林地開発行為許可変更届には、第 2 条及び第 3 条に規定する書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（開発行為の廃止の届出）

第 6 条 事業者は、開発行為を廃止しようとするときは、あらかじめ、林地開

発行為廃止届（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（施行状況の報告）

第7条 事業者は、開発行為の着手後に、知事が施行の状況の報告を求めたときは、林地開発行為施行状況報告書（第10号様式）により報告しなければならない。

（工事完了の報告）

第8条 事業者は、開発行為が完了したときは、遅滞なく林地開発行為完了報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（承継等の報告）

第9条 法第3条の規定により効力を有することとされる法第10条の2第1項の規定による許可に係る承継人は、当該承継の日から2週間以内に、林地開発行為承継報告書（第12号様式）により知事に報告しなければならない。

第10条 事業者は、その住所又は氏名に変更があったときは、当該変更の日から2週間以内に林地開発行為事業者住所（氏名）変更報告書（第13号様式）により知事に報告しなければならない。

（復旧に係る措置完了の報告）

第11条 法第10条の3の規定により復旧に必要な行為を命じられた者は、当該命令に係る措置を完了したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

（書類の提出）

第20条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の林務環境事務所に提出しなければならない。

第6 林地開発行為許可申請に係る関連法令等一覧

【注意事項】

※林地開発行為に係る一般的な関係法令を掲載しています。

※事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。

※NO19以降は令和2年3月1日現在確認している市町村の関係法令等です。ここに掲載されていない関係法令等の有無、詳細は各市町村に確認してください。

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先		
1	森林環境部 森林整備課	森林法	地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で森林を伐採しようとする場合 ※ただし 林地開発行為許可に該当する場合は手続き不要	各市町村森林担当課			
			地域森林計画対象民有林について新たに森林の土地の所有者となった場合	各市町村森林担当課			
			造林事業費補助金の交付を受けた森林について、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に施行地を森林以外に転用する行為又は補助事業施行地上の立木地区の全面伐採除去を行う行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をする場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088,3089		
				峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721,2722		
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167,4168		
			富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812,7813			
		山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	水源地域内の森林の土地の所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転または設定に係る契約を締結しようとする場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088,3089		
				峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721,2722		
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167,4168		
				富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812,7813		
		山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例	土砂等の埋め立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上である事業を行おうとする場合(3,000㎡未満は、市町村に要確認)	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3089		
				峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721		
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4168		
				富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7813		
		山梨県土採取規制条例	面積300㎡又は採取量1,000㎡以上の土の採取を行う場合	各市町村開発担当課			
				採石法	岩石の採取を行おうとする場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088,3089
						峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721,2722
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167,4168						
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812,7813						
砂利採取法	砂利の採取を行おうとする場合(河川区域等以外)	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088,3089				
		富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812,7813				

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
2	森林環境部 治山林道課	森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林を森林以外の用途に転用する場合 ・保安林において、立木の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更を行う場合 	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088
				峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167
				富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812
		地すべり等防止法 (地すべり等防止区域が森林法の規定による保安林等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 	中北林務環境事務所 治山林道課	0551-23-3095
				峡東林務環境事務所 治山林道課	0553-20-2726
				峡南林務環境事務所 治山林道課	055-240-4147
				富士・東部林務環境事務所 治山林道課	0554-45-7818,7892
3	森林環境部 みどり自然課	自然公園法	国立公園及び国定公園内で工作物の新・増改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088
				峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167
				富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7884
		山梨県立自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新・増改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167
		山梨県自然環境保全条例	自然環境保全地区、自然記念物の地域内で、工作物の新・増改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行おうとする場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088
				峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167
				富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7884
		山梨県環境緑化条例	敷地面積が2,000㎡以上の事業所又は事務所を設置・管理する場合	森林環境部 みどり自然課 緑化担当	055-223-1523

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
4	森林環境部 環境整備課	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設を設 置する場合	中北林務環境事務所 環境課	0551-23-3090
				峡東林務環境事務所 環境課	0553-20-2739
				峡南林務環境事務所 環境課	055-240-4141
				富士・東部林務環境 事務所 環境課	0554-45-7811
5	森林環境部 大気水質保全課	山梨県環境影響評 価条例	施工区域面積(保存緑地、進入路等を含む)が 15ha以上の事業を行おうとする場合	森林環境部 大気水質保全課 環境影響評価担当	055-223-1513
		土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の掘削その他の土地の形質変 更	甲府市 担当課(環境 保全課)	055-241-4312
				森林環境部 大気水質保全課 水質担当	055-223-1511
		山梨県地下水及び 水源地域の保全に 関する条例	揚水機の吐出口の断面積が6cm ² を超える揚水設 備を設置する場合	中北林務環境事務所 環境課	0551-23-3090
				峡東林務環境事務所 環境課	0553-20-2739
				峡南林務環境事務所 環境課	055-240-4141
富士・東部林務環境 事務所 環境課	0554-45-7811				
6	農政部 農村振興課	農地法	農地等を農地等以外に転用しようとする場合	各市町村農業委員会	
		農業振興地域の整 備に関する法律	農業振興地域の農用地区域内の土地を、農用地 等以外の用途に供する場合	各市町村農政担当課	
7	農政部 耕地課	地すべり等防止法 (地すべり等防止区 域が土地改良法の 規定による土地改 良事業地域等の場 合)	地すべり防止区域内において以下の行為をしようと する場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を 増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害 する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表 水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以 外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築ま たは改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、 若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	中北農務事務所 農業基盤第一課	0551-23-3773
				峡東農務事務所 農業基盤第一課	0553-20-2821
				峡南農務事務所 農業基盤課	055-240-4137
				富士・東部農務事務 所 農業基盤課	0554-45-7828

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
8	県土整備部 建築住宅課	建築基準法	<p>・電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備は建築基準法上の工作物ではないため、工作物としての建築確認は不要である。</p> <p>・土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものとする。建築物に該当し、建築基準法第6条1項にあたる場合、建築確認が必要となる。</p> <p>(太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて 国住指第4936号 平成23年3月25日参考)</p>	中北建設事務所 建築課	055-224-1674
				峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2718
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4133
				富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7817
				甲府市 産業部まち整備室 建築指導課	055-237-5824
9	県土整備部 都市計画課	都市計画法	<p>○開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き区域内での3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為 <p>○市街化調整区域において建築行為を行う場合</p>	各市村開発担当課	
				中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
				峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
				富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
		山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	<p>○都市計画区域外(甲府市を除く)での1ha未満の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で、3,000㎡以上の開発行為</p>	各市村開発担当課	
				中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
				峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
		山梨県風致地区条例	風致地区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合	甲府市 都市計画課	055-237-5819
				忍野村 建設課	0555-84-7793
				身延町 建設課	0556-42-4808
上野原市 建設課	0554-62-3123				

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
10	県土整備部 県土整備総務課	景観法 (市町村景観条例)	景観法に基づき市町村が策定する景観計画に定める届出対象行為を行なう場合	景観計画策定市町村 担当課	
		山梨県景観条例 (市町村景観計画による景観計画区域内の場合は適用除外)	大規模行為に該当する場合	中北建設事務所 建築課	055-224-1674
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4133
				富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7817
		山梨県屋外広告物 条例	屋外広告物の掲出などを行う場合	権限委譲市町村 屋外広告物担当課	
				中北建設事務所 都市整備課	055-224-1677
				峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
				富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
				富士・東部建設事務所 吉田支所 富士北麓景観対策課	0555-24-9049
11	県土整備部 道路管理課	道路法	道路管理者以外の者で、道路に関する工事又は維持を行なう場合 道路管理者以外の者で、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合	中北建設事務所 道路課	055-224-1667
				中北建設事務所 峡北支所 道路課	0551-23-3065
				峡東建設事務所 道路課	0553-20-2734
				峡南建設事務所 道路課	055-240-4128
				峡南建設事務所 身延道路課	0556-62-9065
				富士・東部建設事務所 道路課	0554-22-7814
				富士・東部建設事務所 吉田支所 道路課	0555-24-9087

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
12	県土整備部 砂防課	山梨県砂防指定地 管理条例	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合 ・施設又は工作物の新築、改築又は除却 ・掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採又は抜根 ・土石若しくは砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ・竹木、土石等の滑下又は地引きによる運搬 ・家畜の放牧又は係留 ・火入れ	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合(特定開発行為の制限) ・住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
地すべり等防止法(森林法又は土地改良法以外の地すべり防止区域の場合)	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		
		中北建設事務所 河川砂防管理課	0551-23-3062		

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
13	県土整備部 治水課	河川法	<p>県知事が管理する県内の一級河川及び二級河川の河川区域において、それぞれ以下の行為をする場合</p> <p>[河川区域内]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水の占用、土地の占用、土砂等の採取、工作物の新築等 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
				中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
				峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
				峡南建設事務所 身延河川砂防管理課	0556-62-9062
				富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
				富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045
14	総合政策部 地域創生・人口対策課	国土利用計画法	<p>土地売買等の契約を締結した場合で次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域 … 2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域 … 5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域 … 10,000㎡以上 <p>※個々の契約の面積が上記未満であっても、複数の契約により権利を取得する土地の面積の合計が上記以上となる場合を含みます。</p>	各市町村 国土利用計画法担当課	
15	教育委員会 学術文化財課	文化財保護法	<p>既知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等をしようとする場合、工事などで埋蔵文化財包蔵地を発見した場合</p> <p>※遺跡包蔵地(埋蔵文化財)の有無が不明な場合、確認には時間を費やすこともある。</p>	各市町村教育委員会	
		県文化財保護条例	<p>県指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき</p>	各市町村教育委員会	
16	リニア交通局 交通政策課	山梨県土砂運搬適正化指導要綱	3,000㎡以上の土砂の運搬をしようとするとき	中北地域県民センター 総務県民課	0551-23-3057
				峡東地域県民センター 総務県民課	0553-20-2704
				峡南地域県民センター 総務県民課	0556-22-8165
				富士・東部地域県民センター 総務県民課	0554-45-7801
17	エネルギー局 エネルギー政策課	太陽光発電施設の適正導入ガイドライン	山梨県内において出力10kW以上の事業用太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く。)を設置する場合	エネルギー局 エネルギー政策課 クリーンエネルギー推進担当	055-223-1503
18	県民生活部 世界遺産富士山課	山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例	<p>富士山景観配慮地区において次の事業を実施しようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模を超える工作物の新築及び増築の事業 ・敷地(保存緑地、進入路等を含む。)の面積が3ha(太陽光発電施設の敷地、資材置場等の整備を目的とする場合にあっては、土地の形質の変更を行う行為の面積が1.5ha)以上の面事業 	県民生活部 世界遺産富士山課 保全管理担当	055-223-1330

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
19	甲府市	甲府市景観条例及び施行規則	一定規模以上の建築物、工作物を新築等する場合、届出が必要。太陽光等の場合は高さ15m又はパネルの合計面積1,000㎡(先導的景観形成地区は500㎡)を超える場合について対象となる。	まちづくり部都市計画課 計画係担当	055-237-5819
		甲府市開発指導要綱	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為を行う場合	まちづくり部都市計画課	055-237-5829
		甲府市宅地開発事業の基準に関する条例	都市計画区域外において行う0.3ha以上の一団の土地に係る宅地開発事業(開発行為)を行う場合	まちづくり部都市計画課	055-237-5829
		甲府市開発行為等の許可基準に関する条例	都市計画法及び都市計画法施行令の規定に基づき市街化調整区域において開発行為等を行う場合の許可基準	まちづくり部都市計画課	055-237-5829
		甲府市法定外公共物管理条例および施行規則	法定外公共物に関する禁止行為 法定外公共物の敷地に施設等を設け、継続して使用するために占有する場合 法定外公共物の施設等を改築する場合	まちづくり部道路河川課	055-237-5847
		甲府市公有財産取扱規則	公有財産(法定外公共物を含む)の取得、管理、処分等	総務部管財課 まちづくり部道路河川課	055-237-5197 055-237-5847
		財産の交換、譲与無償貸付等に関する条例	公有財産(法定外公共物を含む)の交換、譲与、無償貸付等	総務部管財課 まちづくり部道路河川課	055-237-5197 055-237-5847
		議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例	公有財産(法定外公共物を含む)の取扱い付替、払い下げ等	総務部管財課 まちづくり部道路河川課	055-237-5197 055-237-5847
		甲府市文化財保護条例	史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合	教育部歴史文化財課 文化財活用係	055-223-7324
20	韮崎市	韮崎市景観条例	市内全域で行われる条例で定められた行為	建設課 都市計画担当	0551-22-1111
		韮崎市開発行為等指導要綱	4棟または1,000㎡以上の土地の利用	建設課 都市計画担当	0551-22-1111
		韮崎市残土等の処理に関する指導要綱	1,000㎡以上の残土処理	市民生活課 生活環境担当	0551-22-1111

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
21	南アルプス市	南アルプス市宅地開発及び建築物指導要綱	南アルプス市における土地開発で、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和48年山梨県条例第6号)に定めるもの 南アルプス市における都市計画区域外の土地開発で、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和48年山梨県条例第6号)。及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和48年山梨県規則第30号。)に基づくもの	建設部都市計画課 都市計画担当	055-282-6397
		南アルプス市景観まちづくり条例	景観計画区域内における、一定規模以上の建築物、工作物(平成28年3月から太陽光発電施設を追加)又は開発行為を景観形成基準に適合するものとなるよう、行為の制限等を行う。対象行為については、市への届出が必要となる。 ※平成28年3月の主な改正点 ・届出対象行為に太陽光発電施設を追加。 ・建築物や工作物などの色彩の基準を数値化。	建設部都市計画課 都市計画担当	055-282-6394
22	北杜市	北杜市文化財保護条例	市指定史跡で現状変更(立木伐採・抜根を含む)するときは、教育委員会の許可を受けなければならない。	教育委員会学術課 文化財担当	0551-42-1375
		北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例	FIT法に基づく、発電出力10kW以上及び太陽電池の合計出力10kW以上の太陽光発電設備を設置にあたっては許可が必要(建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く)。	建設部まちづくり推進課 景観指導担当	0551-42-1361
		騒音規制法及び振動規制法	指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を行う場合届出が必要。	森林環境部環境課 環境保全担当	0551-42-1341
		北杜市景観条例	景観形成地域内において、対象となる行為を行う場合、景観形成基準に適合した届出が必要。	建設部まちづくり推進課 景観指導担当	0551-42-1361
		北杜市まちづくり条例	建築基準、宅地開発協議、土地利用に関する規制	建設部まちづくり推進課 建築開発指導担当	0551-42-1361
		北杜市地下水採取の適正化に関する条例	地下水採取に関する規制	建設部まちづくり推進課 建築開発指導担当	0551-42-1361
		北杜市法定外公共物管理条例	法定外公共物に対して次に掲げる行為をしようとする者は、許可が必要。 (1)流水水面又は敷地使用をすること。 (2)土砂等の採取をすること。 (3)敷地又は上空地下に工作物を新築、改築、除去すること。 (4)流水の方向、分量、幅員等敷地の現況に著しい影響を及ぼすこと。 (5)敷地の掘削、盛土、切土等土地の形状を変更すること。	建設部用地課 用地管理担当	0551-42-1364

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
23	甲斐市	甲斐市準用河川管理条例	工作物等の許可・占用料、流水占用料、土砂等採取料	建設産業部建設課 建設管理係	055-278-1668
		甲斐市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	許可を受けて設置される工作物の構造について、一般的技術的基準を定めている。		
		甲斐市公共物管理条例	法定外公共物の用途廃止等		
		甲斐市宅地開発行為等指導要綱	<p>○甲斐市宅地開発行為等指導要綱 500㎡以上、又は2戸以上の住宅及び共同住宅(長屋住宅等)の建築を目的とする開発行為を行う場合。 また、建築物の建築を伴わない資材置場、露天駐車場等の土地の造成事業で、その面積が1,000㎡以上のも</p> <p>○都市計画法 法第29条第1項又は第2項の規定にもとづく開発行為を行う場合</p> <p>○山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 都市計画区域外において行う3,000㎡以上の一団の土地に係る宅地開発事業(開発行為)を行う場合</p>	建設産業部都市計画課 開発指導係	055-278-1669
		甲斐市景観条例	市内全域において、届出対象行為や景観形成基準が定められている。 ※景観形成基準は、景観計画において設定	建設産業部都市計画課 まちづくり推進係	055-278-1669
			※根拠となる要綱等はないが、開発行為に伴い農道、林道の施工が必要な場合、施工承認申請が必要	建設産業部農林振興課 農林管理係	055-278-1707
		甲斐市文化財保護条例	エリア内に市指定文化財が所在する場合、市との協議が必要。計画の変更、現状変更許可申請等の手続きが必要となる場合がある。	教育部生涯学習文化課 文化財係	055-278-1697
		甲斐市林地適正利用指導要綱	※開発面積が、1ha未満の場合に該当	建設産業部農林振興課 農林振興係	055-278-1707
甲斐市土地の埋立て等の規制に関する条例	※埋立て等の事業区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満事業。また、500㎡未満であっても事業施工前後の地盤高の差が3m以上となる事業。	建設産業部 建設課 建設総務係	055-278-1668		
24	中央市	中央市土地利用指導要綱	商業用、住宅、レクリエーション等の用に供する目的で行う1,000㎡以上及び市長が特に必要と認める事業	都市計画課 都市整備担当	055-274-8552
		中央市開発行為指導要綱	500㎡以上の開発行為	都市計画課 都市整備担当	055-274-8552
		中央市景観条例	景観条例において届出対象行為として定められた行為(一定規模以上の建築物、工作物の新築増築等及び一定規模以上の開発等の行為)	都市計画課 都市整備担当	055-274-8552
		中央市公共物管理条例	公共物の使用や、その用途を廃止する場合	建設課 土木管理担当	055-274-8553

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
25	山梨市	山梨市市法定外公共物管理条例	法定外公共物の敷地等に、工作物等新設、改築、除去等する場合 法定外公共物の敷地、流水又は水面を占用する場合など	建設課 管理担当	0553-22-1111
		山梨市林道管理条例	市営林道を通行あるいは使用する場合	農林課 農林土木担当	0553-22-1111
		山梨市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱	再生可能エネルギー発電設備を設置する場合	環境課 新エネルギー推進担当	0553-22-1111
		山梨市文化財保護条例	市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは土地を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止することができる。 市指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。	山梨市教育委員会 生涯学習課 文化財担当	0553-22-1111
		都市計画法	開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為	都市計画課 都市計画担当	0553-22-1111
		山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	開発行為(主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・都市計画区域外での3,000㎡以上の開発行為	都市計画課 都市計画担当	0553-22-1111
		山梨市開発行為等指導要綱	開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での2,000㎡以上の開発行為	都市計画課 都市計画担当	0553-22-1111
		山梨市景観条例	景観計画区域内において、一定規模以上の建築物・工作物に係る届出対象行為を行う場合、「景観形成基準」への適合が必要	都市計画課 都市計画担当	0553-22-1111
26	笛吹市	笛吹市土地利用条例	1haを超える土地利用に対して審議会により内容審議	まちづくり整備課 計画指導担当	055-262-3334
		笛吹市景観条例	市内における景観地域ごとに一定規模以上の行為に対し届出を義務付け	まちづくり整備課 計画指導担当	055-262-3334
27	甲州市	甲州市景観条例	景観計画区域内において条例に定めた行為を行う場合は届出が必要	都市整備課 計画指導・景観担当	0553-32-5072
		甲州市太陽光発電設備設置事業指導要綱	ソーラーパネルの表面積が300㎡を越える設備等の設置行為を行うとき	環境政策課 環境政策担当	0553-32-2111
		甲州市開発行為等指導要綱	市全域において行われる大規模建築物等の建築をする場合	都市整備課 計画指導・景観担当	0553-32-5072
28	市川三郷町	市川三郷町土地利用指導要綱	1,000㎡以上の土地を主に建築の用に供する目的で形質変更する場合	まちづくり推進課	055-272-1136
		市川三郷町景観条例	景観計画区域が町全域に定められており、地域ごとの規定により届出が必要。	まちづくり推進課	055-272-1136
29	早川町	早川町景観条例	屋外で高さ1.5m以上又は面積100㎡以上の土石、廃棄物、再生資源等を堆積する場合など	総務課	0556-45-2513

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
30	身延町	身延町土地利用指導要綱	主として建築物の建築若しくは特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及び土地の区画形質の変更を伴わない建築物の建築又は建築物の建築を伴わない土地の区画形質の変更による開発行為で開発区域の面積が3,000㎡以上のものについて適用する。	企画政策課	0556-42-4801
		身延町文化財保護条例	指定された建造物等の有形文化財あるいは史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、町教育委員会の許可が必要。	身延町教育委員会 生涯学習課	0556-20-3017
		身延町公共物管理条例	法定外公共物の敷地を使用する場合 生産物を採取する場合	土地対策課 土地対策担当	0556-62-1117
		身延町公共物境界確認事務処理要領	法定外公共物とその隣接地との境界確認に関する事務手続きについて定める	土地対策課 土地対策担当	0556-62-1117
		身延町景観条例	身延町における良好な景観の形成等に関し、建築物、工作物、開発行為等について高さ、面積、色彩等の規制を設けている。	建設課 建築住宅担当	0556-42-4808
		身延町風致地区条例（H27.4.1施行）	風致地区区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合	建設課 建築住宅担当	0556-42-4808
31	南部町	南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	1,000㎡以上3,000㎡未満の土地の埋立て、盛土をする場合	企画課	0556-66-3402
		南部町土地開発行為の適正化に関する条例	10,000㎡以上の開発行為をする場合	企画課	0556-66-3402
32	富士川町	富士川町土地開発事業の適性化に関する条例	1,000㎡以上3,000㎡未満の土地を主に建築の用に供する目的で形質変更する場合	都市整備課	0556-22-7214
		富士川町景観条例	景観計画区域内において条例に定めた行為を行う場合は届出が必要	都市整備課	0556-22-7214
33	都留市	都留市開発行為指導要綱	都市計画法第4条第12項の規定に定めるもの、及び土地の区画形質の変更を伴わない建築物の建築並びに地下水採取をする場合	建設課 都市計画担当	0554-43-1111
		都留市安心・安全な再生可能エネルギー発電設備の導入に関する要綱	再生可能エネルギー発電設備の設置に関して、計画等が明らかになった時点で届出の提出を求め、関係法令等の遵守を指導する。	地域環境課 環境政策担当	0554-43-1111
34	大月市	大月市開発行為指導要綱	無秩序な開発を防止し、良好な都市実現のため、開発行為を行う者に対する行為の基準を定めるとともに、公共公益施設の整備促進をはかることを目的とする	地域整備課 都市整備担当	0554-20-1855
		大月市土地利用調整会議設置規程	土地利用に関する諸問題を、総合的、計画的に検討し、均衡ある発展を期すために大月市土地利用調整会議を設置する	企画財政課 企画担当	0554-23-8011
		大月市景観条例	景観法の規定に基づき景観計画を策定し、市、市民、事業者等の協働による良好な景観形成を推進し、美しい自然及び景観の保全を図り、愛着と誇りの持てる郷土の実現を図ること	地域整備課 都市整備担当	0554-20-1855

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
35	上野原市	上野原市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	事業区域面積500㎡以上、3,000㎡未満が対象。500㎡未満であって、事業施工前の地盤高と事業施工後の地盤高との差が3m以上となる事業	市民部生活環境課 生活環境担当	0554-62-3114
		上野原市土地利用調整会議要領	民間開発事業で3,000㎡以上	総務部政策秘書課 政策担当	0554-62-3191
		上野原市大規模土地利用指導要綱	民間開発事業(土地利用目的の変更、土地の区画形質の変更等)で3,000㎡以上の土地利用事業	総務部政策秘書課 政策担当	0554-62-3191
		上野原市風致地区条例((H26.12.15公布、H27.4.1施行)	風致地区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合	建設産業部建設課 都市計画担当	0554-62-3123
		上野原市開発行為指導要綱	○市内全域における開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・開発区域の面積が1,000㎡以上のもの ・分譲を目的とする開発行為で、開発区域内の建設計画戸数が5戸以上のもの ・建築基準法施行令第2条の規定による高さ10m以上の建築物	建設産業部建設課 都市計画担当	0554-62-3123
36	道志村	道志村開発行為指導要綱	一定の目的を持って行う、土地の形質の変更及び建築物の建築並びに地下水採取を行う場合	産業振興課 建築住宅担当	0554-52-2114
		道志村開発行為指導要綱	延床面積が10㎡を超える建築物及び開発区域等の面積が1,000㎡以上のもの	産業振興課 建築住宅担当	0554-52-2114
37	西桂町	西桂町景観条例	西桂町内において条例に定めた行為を行う場合は届出が必要	建設水道課 建設係	0555-25-2121
		西桂町開発行為指導要綱	3,000㎡未満の開発行為をする場合	建設水道課 建設係	0555-25-2121
38	富士吉田市	富士吉田市地下水保全条例	井戸の設置について、地下水の採取量が日量10㎡以上の場合は、申請し許可が必要。	産業観光部 環境政策課	0555-22-1111
		騒音規制法、振動規制法、山梨県の生活環境の保全に関する条例	騒音・振動規制地域内において、特定施設を設置する場合、または特定建設作業を伴う建設工事を行なう場合、届出が必要。	産業観光部 環境政策課	0555-22-1111
		富士吉田市環境保全条例	騒音・振動規制地域内において、富士吉田市環境保全条例施行規則に定める特定施設を設置する場合は、届出が必要。 送風機(定格出力3.75kw以上) 原動機(ディーゼルエンジン・ガソリンエンジン定格出力7.5kw以上)	産業観光部 環境政策課	0555-22-1111
		富士吉田市景観条例	建物・工作物等の一定規模以上の場合、届出が必要。	都市基盤部 都市政策課	0555-22-1111

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
39	忍野村	忍野村景観条例	木竹(高さが5メートルを超えるもの)の伐採で、その面積が50㎡を超え、その期間が90日を超える行為を行う場合	企画課	0555-84-7738
		忍野村土砂等の埋め立て等の規制に関する条例	事業区域の面積が500㎡以上の土地の埋め立て、盛土、切土及び掘削の行為を行う場合	環境水道課	0555-84-7781
		忍野村宅地開発の適正化に関する条例	開発区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満のものまたは、建築計画が4棟以上のものを建築する場合	建設課	0555-84-7793
		忍野村公共物管理条例	道路法を適用しない道路及び河川法を適用し、または準用しない河川、ため池、水路などの村有土地及びこれらに付属する工作物を使用する場合	建設課	0555-84-7793
40	山中湖村	山中湖村景観条例	木竹の伐採にあたり、店舗、事務所、保養所等事業地の敷地、寺社境内地及び宅地の内の幹根境界部から1.3mの高さ(胸高)の幹囲が1.9mを超えるものについて届出が必要。 ※自然公園法の規定による届出・許可申請を行う際は不要	総合政策課	0555-62-9971
		山中湖村住環境保全指導要綱	施行区域2,000㎡以上、高さ10m以上の工作物等の設置の際は、法令に定められた手続きを行う前に、事前協議を行い、協議内容について協定の締結が必要。	総合政策課	0555-62-9971
41	鳴沢村	鳴沢村景観条例	鳴沢村内において条例に定められた一定以上の行為を行う場合は届出が必要。	企画課	0555-85-2312
42	富士河口湖町	富士河口湖町景観条例	町内における景観地域ごとに一定規模以上の行為に対し届出を義務づけ	都市整備課	0555-72-1976
		富士河口湖町土地開発行為等の適正化に関する条例	1,000㎡以上の土地を主に建築の用に供する目的で形質変更する場合	都市整備課	0555-72-1976
43	小菅村	小菅村源流景観条例	木竹の伐採 高さ5m超かつ伐採面積50㎡超(ただし枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う管理行為は適用除外する) 土地の形質変更 面積10㎡超又は高さが1.5mを超えるのりを生じる切土又は盛土	源流振興課	0428-87-0111
44	丹波山村	丹波山村景観条例	土地の形状変更及び土石の採取 ・行為面積500㎡を超えるもの又は高さ3.0m以上の法面・擁壁が生じるもの 木竹の伐採 ・土地の用途変更を目的とした伐採面積が1haを超えるもの	振興課	0428-88-0211